

産業建設常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和元年12月13日（金）午前 8時55分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	蔵原 勇 君	副委員長	久保 史 睦 君
委員	川窪 幸 治 君	委員	宮田 竜 二 君
委員	阿多 己 清 君	委員	松元 深 君
委員	池田 綱 雄 君	委員	厚地 覺 君
委員	池田 守 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

松枝 正 浩 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	田島 博文 君	農林水産部参事兼農政畜産課長	八幡 洋 一 君
林務水産課長	中馬 聡 君	牧園副総合支所長兼市民生活課長	小浜 利 明 君
福山副総合支所長兼市民生活課長	国師 五寿美 君	林務水産課課長補佐	大坪 信 章 君
農政畜産課主幹	堀之内 真 一 君	林務水産課主幹	落水田 剛 君
横川総合支所市民生活課主幹	下久保 弘 君	霧島総合支所市民生活課主幹	山下 晃 君
農政畜産課農林水産政策G長	鮫島 政 昭 君	農政畜産課農林水産政策Gアドバイザー	豊田 理津子 君
溝辺市民生活課産業振興Gアドバイザー	住吉 義 輝 君		
商工観光部長	武田 繁 博 君	霧島PR課長	藤崎 勝 清 君
観光課長	寶 徳 太 君	牧園総合支所長兼地域振興課長	阿久井 洋 一 君
商工振興課企業振興室長	住吉 謙 治 君	商工振興課主幹	梶 敏 行 君
関平温泉・関平鉱泉所所長	徳 永 健 治 君	牧園地域振興課主幹	山口 清 行 君
観光課観光地づくりG長	松崎 義 美 君	観光課観光地づくりG主査	若松 樹 君
商工振興課企業振興室主任主事	春口 慶 太 君		
建設部長	猿 渡 千 弘 君	まちづくり調整監	池水 清 人 君
建設政策課長	川路 和 幸 君	建設施設管理課長	園 畑 精 一 君
建築住宅課	侍園 賢 二 君	福山総合支所長兼地域振興課長	川東 輝 昭 君
建設政策課主幹	笛田 純 一 君	建設施設管理課主幹	山元 辰 実 君
福山地域振興課主幹	稲留 真智子 君	建築住宅課住宅G長	和田 清 仁 君
建設施設管理課公園Gアドバイザー	桑 幡 孝 志 君	建設政策課政策G主査	米 元 利 貴 君

建築住宅課住宅G主事 加治屋 佑 樹 君

スポーツ・文化振興課長 浮 辺 文 弘 君

スポーツ・文化振興課主幹 上小園 拓 也 君

総務部参事兼財政課長 小 倉 正 実 君

財 政 課 主 幹 村 岡 新 一 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原 田 美 朗 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第108号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第109号 霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第110号 霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第115号 霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第116号 霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第117号 霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第118号 霧島市横川体験農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第119号 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第120号 霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第121号 霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第122号 霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第123号 霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第124号 霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第125号 霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部改正について

議案第126号 霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第127号 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第128号 霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第130号 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第131号 霧島市都市公園条例の一部改正について

議案第132号 霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第138号 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第139号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第140号 霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第143号 霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 議案第147号 指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地（乗馬施設を除く。）、霧島市牧園B & G海洋センター）
- 議案第148号 指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地乗馬施設）
- 議案第149号 指定管理者の指定について（霧島市国分営農研修センター）
- 議案第150号 指定管理者の指定について（城山公園）
- 議案第151号 指定管理者の指定について（中央児童公園ほか17施設）
- 議案第161号 指定管理者の指定について（霧島市営住宅等）
- 議案第163号 指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）
- 議案第164号 財産の処分について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前8時55分」

○委員長（蔵原 勇君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る12月13日の本会議で本委員会に付託になりました議案32件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

- △ 議案第115号 霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第117号 霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第118号 霧島市横川体験農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第119号 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第120号 霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第121号 霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第122号 霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第123号 霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第138号 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## △ 議案第139号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

### ○委員長（蔵原 勇君）

まず、会次第2、審査（1）、議案第115号から（10）、議案第139号まで、以上10件を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

### ○農林水産部長（田島博文君）

議案第115号、117号、118号、119号、120号、121号、122号、123号、138号、139号、条例の一部改正について御説明いたします。はじめに、使用料につきましては、負担の公平性の確保や受益者負担の適正化を図る観点から、霧島市経営健全化計画（第1次）等を踏まえ、平成21年12月に使用料設定に関する基本的考え方を取りまとめ、その考え方の下、原則として3年に1度見直しを行うこととしています。今回は、それに基づく4回目の見直しとなるもので、施設ごとにコストの再計算を行うとともに、消費税率の引上げ、市内外における類似施設等の料金との比較、施設の採算性と市民福祉のバランス等を総合的に勘案した上で、行政サービスとしての必要性に考慮しつつ、公平性を確保し、施設を継続して維持管理していくことを目的として、額の改定を行い、所要の改正を行おうとするものです。議案第115号は、霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場の各種行為の金額の見直し、議案第117号は、霧島市福山農村青年の館の和室の使用料の見直し、議案第118号は、霧島市横川体験農園の貸付料の見直し、議案第119号は、霧島緑の村の各種区分の使用料の見直し、議案第120号は、霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の使用料の見直し、議案第121号は、霧島市国分畜産研修センターの使用料の見直し、議案第122号は溝辺、横川、霧島、福山地区にある霧島市家畜審査場の使用料の見直し、議案第123号は、霧島市国分漁港及び永浜漁港の船揚場の使用料の見直し、議案第138号は、霧島市農産物加工施設等（10施設）の各種区分の使用料の見直し、議案第139号は、霧島市森林公園等の各種区分の使用料の見直しのため、各条例の所要の改正をしようとするものであります。以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

### ○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

それでは、令和元年12月霧島市議会定例会議案に基づき、議案第115号、117号、118号、119号、121号、122号、138号につきまして御説明いたします。まず、53ページをお開きください。議案第115号の霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税等が引き上げられたことを踏まえ、行商、募金その他これらに類する行為をすることの単位を1日一人につき220円を230円に、業として写真又は映画を撮影することの単位を1日につき220円を230円に、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのためにコミュニティ広場全部又は一部を占用して利用することの単位1㎡当たり1日につき5円を6円に改正しようとするものでございます。次に、55ページをお開きください。議案第117号、霧島市福

山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましても、議案第115号と同じ提案理由から、基本使用料1時間につき150円を160円に改正しようとするものでございます。次に、56ページをお開きください。議案第118号、霧島市横川体験農園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましても、議案第115号と同じ提案理由から、貸付料1㎡当たり160円を170円に改正しようとするものでございます。次に、57ページをお開きください。議案第119号、霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましても、議案第115号と同じ提案理由から、別表新旧対照表の44ページのとおり基本使用料200円を210円に、220円を240円に、250円を300円に、300円を360円に、5,560円を5,670円に、310円を320円に改正しようとするものでございます。次に、59ページ、60ページをお開きください。議案第121号は、霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第122号は、霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由は議案第115号と同じでございますが、議案第121号、122号の対象施設につきましては、畜産農家に研修の機会及び親睦の場を提供し、畜産の振興を図るという点では同類の施設であるため、議案第121号の施設の使用料を議案第122号と同じく1回当たり使用料1,230円を1,260円に改正しようとするものでございます。最後に、90ページでございます。議案第138号、霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましても、議案第115号と同じ提案理由から、別表新旧対照表の66ページのとおり基本使用料1時間につき310円を320円に、200円を210円に、150円を160円に、250円を260円に、350円を360円に、340円を400円に、同表の備考2の520円を530円に改正しようとするものでございます。以上で、説明を終わります。

○林務水産課長（中馬 聡君）

それでは、令和元年12月霧島市議会定例会議案に基づき、議案第120号、123号、139号につきまして御説明いたします。まず58ページをお開きください。議案第120号の霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税等が引き上げられたことを踏まえ、加工貯蔵施設の基本使用料1時間につき310円を320円に改正しようとするものでございます。次に、61ページをお開きください。議案第123号、霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましても、議案第120号と同じ提案理由から、別表新旧対照表の46ページのとおり、船揚場使用料金1t未満、1t以上2t未満が普通台車4,320円を4,400円に、ちき場540円を550円に、2t以上3t未満が普通台車4,320円を4,400円に、ちき場760円を780円に、3t以上4t未満が普通台車6,480円を6,600円に、ちき場760円を780円、4t以上5t未満が普通台車7,560円を7,700円に、ちき場1,080円を1,100円に改正しようとするものでございます。次に、91ページをお開きください。議案第139号、霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましても、議案第120号と同じ提案理由から、別表新旧対照表の67ページのとおり、第4条第1項に掲げる行為をする場合の第1号に掲げる行為、第2号に掲げる行為が使用料一人1

日につき220円を230円に、第4号に掲げる行為が使用料1㎡1日につき5円を6円に、第7条に規定する有料施設を使用する場合、霧島市黒石岳森林公園グランドゴルフ場の基本使用料1時間につき130円を140円に、林内作業所160円を190円に、バンガロー宿泊1棟1泊につき5,150円を5,250円、休憩1棟につき1,750円を1,790円、テント施設宿泊1棟1泊につき1,080円を1,100円に、休憩1棟につき540円を550円に、霧島市森林活用環境施設バンガロー宿泊1棟1泊につき3,090円を3,150円に、休憩1棟につき1,550円を1,580円、バンガロー7月1日から9月30日までの一般加算使用料を宿泊一人1泊につき2,580円を2,630円に、休憩一人につき780円を800円に、10月1日から6月30日までの一般加算使用料を宿泊一人1泊につき2,060円を2,100円に、休憩一人につき780円を800円に、バンガロー7月1日から9月30日までの児童（小学生）加算使用料を宿泊一人1泊につき1,550円を1,580円に、休憩一人につき470円を480円に、10月1日から6月30日までの児童（小学生）加算使用料を宿泊一人1泊につき1,030円を1,050円に、休憩一人につき470円を480円に改正しようとするものでございます。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案番号や施設名が分かるようにお願いします。質疑はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

それぞれの施設で改正をされますが、改正により、施設、議案ごとに収入がどのくらい増えるのかお尋ねします。

○林務水産課長（中馬 聡君）

林務水産関係でいきますと、議案第120号、国分川原地区加工貯蔵施設、平成30年度収入2万6,000円が2万7,000円で1,000円の増額。議案第139号、黒石岳森林公園、平成30年度収入13万4,000円が13万7,000円で3,000円の増額。横川の丸岡公園バンガロー、森林活用環境施設ですが、平成30年度収入273万5,000円が278万8,000円で5万3,000円の増額。議案第123号、国分漁港と永浜漁港、平成30年度収入11万3,000円が11万5,000円の2,000円の増額予定でございます。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

畜産研修センターとか、それぞれで出しておりますのでそれぞれ申し上げます。議案第115号、国分上之段・平山・塚脇地区コミュニティ広場は増減はございません。議案第117号、福山農村青年の館も増減はございません。議案第118号、横川体験農園、平成30年度実績8,000円が9,000円で1,000円の増。議案第119号、霧島緑の村、平成30年度実績76万9,000円が81万9,000円で5万円の増。議案第121号、国分畜産研修センター、平成30年度実績2万3,000円が2万4,000円で1,000円の増。議案第122号、霧島市家畜審査場、地区ごとに出しております。まず、溝辺は実績1,000円で見込みも1,000円で増減はございません。横川の家畜審査場も実績がゼロで見込みもゼロで増減はございません。霧島の家畜審査場も同じく実績がなく増減はゼロです。福山は実績が1万1,000円で見込みが1万1,000円で増減ゼロということになります。次に、議案第138号、霧島市農産物加工施設等もそれぞれ

れで出しております。まず、国分の営農研修センター、実績26万5,000円が27万3,000円で8,000円の増。隼人松永農産物加工施設、実績18万8,000円が19万4,000円で6,000円の増。溝辺の営農研修センター、実績62万4,000円が65万2,000円で2万8,000円の増。横川の農業交流センター、実績33万4,000円が34万5,000円で1万1,000円の増。牧園の農村活性化センター、実績38万円が39万3,000円で1万3,000円。霧島の多目的集会施設、実績28万4,000円が29万3,000円で9,000円の増。同じく霧島の農畜産物処理加工施設、実績35万9,000円が37万円で1万1,000円の増。福山の生活改善センター、実績18万3,000円が28万9,000円で6,000円の増。同じく福山の農村女性の家、実績18万8,000円が19万4,000円で6,000円の増。同じく福山の活性化センターは、実績35万5,000円が37万8,000円で2万3,000円の増です。

○委員（厚地 覺君）

横川の体験農園は、どんなことをやるのですか。市民農園的なものをやっているわけですか。

○農林水産部長（田島博文君）

委員がおっしゃるとおり、市民農園として貸し出していて、今、借りていただいている分の収入でございます。

○委員（厚地 覺君）

8,000円が9,000円になるということですが、年間、何人ぐらいが使っていますか。その総体の面積は幾らぐらいですか。

○横川総合支所市民生活課主幹（下久保弘君）

体験農園は、横川在住の方がお二人で、1区画28㎡を2区画ずつ合計4区画において、野菜等を栽培されていらっしゃるようです。

○委員（松元 深君）

農園の関係で、4区画使われていますが、どのぐらいの区画があって、どれぐらい使っていないのかお伺いします。

○横川総合支所市民生活課主幹（下久保弘君）

区画としては、28㎡が21区画あり、4区画が利用されています。後は遊休区画になっております。

○委員（松元 深君）

以前は大分使われていたと記憶しています。17区画が空いているわけですが、8,000円が9,000円で、今後は貸付けを推進するような考えはないように聞こえますが、この遊休区画については、今後どのような考えがありますか。

○横川総合支所市民生活課主幹（下久保弘君）

指定管理者のPPPが、小学校や中学校等へ営業に回って学校農園として利用していただけないかということがありましたが、学校からの移動の問題などがあることから、現在、調整を行っているところです。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、審査（１）から（１０）まで、以上１０件について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 ９時２５分」

「再開 午前 ９時２９分」

#### △ 議案第149号 指定管理者の指定について（霧島市国分営農研修センター）

##### ○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第149号、指定管理者の指定について（霧島市国分営農研修センター）についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

##### ○農林水産部長（田島博文君）

議案第149号、指定管理者の指定について御説明いたします。本案は、霧島市国分営農研修センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。本年6月4日から7月19日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった1団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その報告内容を総合的に判断し、指定管理候補者に選定した一般財団法人霧島市施設管理公社に令和2年4月1日から令和7年3月31日まで5年間管理を行わせようとするものです。詳細につきましては、農政畜産課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

##### ○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

議案第149号、指定管理者の指定についてです。現在、一般財団法人霧島市施設管理公社を指定管理者としている霧島市国分営農研修センターについて、令和2年3月31日で指定期間が満了することから、今回、公募を行ったところ、一般財団法人霧島市施設管理公社1団体から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、一般財団法人霧島市施設管理公社を指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定した一般財団法人霧島市施設管理公社に、令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの募集要項の4をご覧ください。指定管理者が行う業務として、（1）営農研修センターの維持管理に関する業務、（2）営農研修センターの使用許可、使用許可の取り消し等に関する業務、（3）営農研修センターの利用料金の収受に関する業務、（4）前3号に掲げるもののほか、市長が管理上必要と認めた業務、（5）その他別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、同じページの募集

要項の6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第7号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に、4ページの募集要項8の参加資格について、②平成31年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である市民サービスの向上と経費節減を重視し、参加資格を鹿児島県内の法人その他の団体としているところです。次に、6ページ募集要項の14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の審査基準と配点に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。なお、審査基準と配点については、同じく募集要項14の(2)をご覧ください。審査内容としましては、施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。内容が管理に係る経費の削減が図られるものであるか。・管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。・その他施設の設置目的を達成するために必要と認める事項等としております。また、選定委員会の審査後は、指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定することとしています。次に、38ページ資料2の令和元年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)に沿って、選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず、委員構成について報告書40ページをご覧ください。営農研修センターは、内部委員が山口副市長、瀬戸上教育長、総務部長、企画部長、農林水産部長、外部委員4人の計9人となっています。次に、41ページの4、審議経過について説明いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、審査方法について説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた審査基準と配点に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。次に、審査に当たっては、資料5の52ページ指定管理候補者選定審査表を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価Cとし、提案内容が標準であるCより優れている場合は、満点の評価A又は配点の8割を得点とする評価Bを付け、また、標準であるCより不十分である場合は配点の4割を得点とする評価D、又は配点の2割を得点とする評価Eを付け

ます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとするFで評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書46ページをご覧ください。まず、評点結果につきましては、900点満点の621点で約69%の評点でした。次に、主な選定意見につきましては、施設の維持管理補修について、利用者の苦情もなく、設備機器を適切に管理している点を評価する。利用者の要望、苦情に対し、適切に対応している点を評価する。また、開館時間の延長として、土曜日の利用を可能とする提案を評価するなどの意見が出されております。以上で、霧島市国分宮農研修センターの指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

基本的なところをお伺いします。まず、この指定管理が5年間というのは、どのぐらいから決められているのでしょうか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

合併して最初の頃は、二、三年というスパンで指定管理をしておりましたが、2回目以降はおおむね5年間という形で進めているようでございます。

○委員（池田綱雄君）

説明のなかで、今回は1社しか応募がなかったということで、その次の説明の中では県内から募集をかけたというようなことが書いてあります。県内の市外の皆さんには、どのような周知をされましたか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

ホームページそれから広報誌等で情報を出しております。

○委員（池田綱雄君）

それに対して問合せ等はなかったですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

問合せにつきましてはございませんでした。

○委員（池田綱雄君）

本気で県内からの募集をかけるなら、今後は、もっと違った方法で皆さんに広報していただきたいと要望しておきます。それから、資料1の1ページ、利用実績のなかで、免除の方が年々増えていきます。平成27年度243人が平成28年度は388人、平成29年度は668人と。免除者というのはどのような方ですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

教育委員会が公民館講座で料理教室をされており、年間でそれがありますので、そういう方々の利用が多いということで、免除の数字が増えております。

○委員（松元 深君）

霧島市施設管理公社が引き続き指定管理を受けられたのか伺っておきます。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

引き続きということになります。

○委員（松元 深君）

収支計画がありますが、今まで5年間されてきて、これからの5年間の収支計画や内容が全く変わらないようです。本当なら自主事業等をされていくべきと思いますが、この収支計画について議論があったのかお伺いします。

○農林水産部長（田島博文君）

おっしゃるとおり、資金計画の中はほぼ変わらないと思っております。自主事業は、そば打ち体験等、いろいろなものをしてながら努力をされているようでございます。施設につきましては、先ほど課長の説明でもありましたけれども、施設が老朽化してきております。軽微な修繕については、指定管理を受けた業者がすることになっているところもあって、施設の整備等がよく行き届いているという委員の評価等を頂きながら、今回決定したわけですけれども、それが全てではないと思っておりますが、そういうものも一因として、大幅な収入の増というのが、なかなか期待できない。併せまして、味噌づくりとかお菓子づくりの利用が多いわけですけれども、期間が限定をされています。年間を通して、満遍なくフルに利用がいただければ伸びてくるのだらうと思っておりますけれども、これは国分営農研修センターだけではなくて、ほかの施設も含めて同じような傾向にございまして、同じ時期に集中しながら、御利用いただいているということで、収入の面で伸び悩みというのはあるかと考えております。

○委員（松元 深君）

令和元年度までが今の5年間の管理ですが、その間に、霧島市施設管理公社が修繕をしたことはありましたか。今後、老朽化していくと、市の持ち出しがあるのではないかと思います。そこについての議論はどうでしたか。

○農林水産部長（田島博文君）

今まで、市がしなければいけない大きな修繕というものは、なかったわけですけれども、例えば味噌を作る機械は、おおよそ300万円前後します。各農産加工施設は同じ時期に入れたので、逐次変換をしているところですが、そういう設置した機械が、長年使用し、老朽化して一部の箇所がというような形で傷みがきていて、それを軽微なものの範囲内で今のところ済んでいるというようなことから施設を受けてくださっている公社で修繕をしていただいております。今後については、そういうものも考えられます。というのは、研修センターだけではなくて、ほかの加工施設も含めて、そういう相談を管理者から頂いている現状でございます。

○委員（池田 守君）

議案第138号の説明のなかで、実績26万5,000円の利用料金ということだったと思っておりますけれども、

これは平成30年度の実績だと思いましたが、平成29年度は31万8,000円ですけど、利用料金は減少傾向にあるということですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

平成30年度につきましても29万8,315円という利用料でございましたので、今、言われましたとおり、若干減少傾向にあると思っております。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午前 9時49分」

「再開 午前 9時50分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

先ほど申し上げた数値と資料の数値が違うとの御指摘ですが、この利用料金は減免をする前の金額を記載していることから、申し上げた数値と違っております。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午前 9時50分」

「再開 午前 9時51分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

平成30年度をみましても、減免額が3万3,180円くらいになっています。

○農林水産部長（田島博文君）

説明した国分営農研修センターについてですが、利用者について平成29年度と30年度だけ、これは加工施設と会議室ということで数字を上げているわけですが、平成29年の加工施設が国分営農研修センター1,281人に対して平成30年度が1,504人ということで増えております。会議室については、平成29年度は366人で平成30年度が268人ということで減っていると。残り10施設についても同じような形で加工施設が増えたり、会議室が増えたり、どちらかが減ったりということで、増えているところもありますけれども、実情に応じて減っている施設もあるというのは現状でございます。

○委員（宮田竜二君）

資料の37ページ、国分営農研修センターの何の歳入と歳出のデータを示しているのか教えてください。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

この1番下にあります355万7,000円というのは、基準価格と書いておりますけれども、基準価格

の出し方につきましては、歳出のところにありますように、この数字を出す基になるのが過去5年間の数値を用いて平均の金額として積み上げた額が355万7,207円という数字になって、これが基準価格という形で、公募する際にこの施設は355万7,207円ですと。それ以下で提案される。コスト削減とか、そういうことに繋げていくための基礎資料になります。【同ページに訂正発言あり】

○委員（宮田竜二君）

歳出381万4,576円、これは何の数値になりますか。5年間で積み上げた平均になっているのか教えてください。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

5年間の平均ということになります。355万7,000円に消費税を掛けると、この額になります。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第149号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時55分」

「再開 午前 9時58分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、八幡農政畜産課長より発言を求められておりますので、許可します。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

先ほどの国分営農研修センターの37ページの所でございますけれども、この基準価格につきましては、歳入歳出を見ていただきまして、歳出の381万4,576円から歳入25万7,369円を引きますと、355万7,207円となります。この額でございます。訂正いたします。

△ 議案第108号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第109号 霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第110号 霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第116号 霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第124号 霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第125号 霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部改正について

△ 議案第126号 霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- △ 議案第127号 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第128号 霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第130号 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第132号 霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第140号 霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第143号 霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、審査（12）、議案第108号から（24）、議案第143号まで、以上13件を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（武田繁博君）

商工観光部所管施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、議案第108号から議案第110号、議案第116号、議案第124号から議案第128号、議案第130号、議案第132号、議案第140号、議案第143号までの13件の条例改正について、提案しようとするものです。はじめに、使用料につきましては、負担の公平性の確保や受益者負担の適正化を図る観点から、霧島市経営健全化計画（第1次）等を踏まえ、平成21年12月に使用料設定に関する基本的考え方を取りまとめ、その考え方の下、原則として3年に1度見直しを行うこととしています。今回は、それに基づく4回目の見直しとなるもので、施設ごとにコストの再計算を行うとともに、消費税率の引上げ、市内外における類似施設等の料金との比較、施設の採算性と市民福祉のバランス等を総合的に勘案した上で、行政サービスとしての必要性に考慮しつつ、公平性を確保し、施設を継続して維持管理していくことを目的として、額の改定を行い、所要の改正を行おうとするものです。詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○商工振興課主幹（梶 敏行君）

議案第109号、霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第110号、霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第124号、霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての3件を合わせて御説明いたします。令和元年12月霧島市議会定例会議案の47から48、63ページ、令和元年12月霧島市議会定例会一部改正条例新旧対照表の40、46ページをご覧ください。今回、提案しています条例の一部改正案につきましては、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものです。以上で、商工振興課の説明を終わります。

○霧島PR課長（藤崎勝清君）

議案第128号、霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正に

についての1件の条例改正につきまして御説明いたします。令和元年12月霧島市議会定例会議案の67から68ページ、令和元年12月霧島市議会定例会一部改正条例新旧対照表の48ページをご覧ください。今回、提案しています条例の一部改正案につきましては、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったこととともに、霧島市営関平温泉に回数券サービスを導入することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものです。以上で、霧島PR課の説明を終わります。

○観光課長（寶徳 太君）

議案第108号、霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第116号、霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第125号、霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部改正について、議案第126号、霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第127号、霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第130号、霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第132号、霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第140号、霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第143号、霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の一部改正についての9件を合わせて御説明いたします。令和元年12月霧島市議会定例会議案の46、54、64から66、71から75、82、93、96ページ、令和元年12月霧島市議会定例会一部改正条例新旧対照表の39から40、43、46から47、50から53、59、68、69ページをご覧ください。今回、提案しています条例の一部改正案につきましては、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものです。以上で、観光課の説明を終わります。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案番号や施設名が分かるようにお願いします。質疑はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

先ほどの部長の説明の中で、施設ごとにコストの再計算を行ったとありました。今回の改正により、施設ごとあるいは議案ごとに、どれぐらい収入の増があったか、お尋ねいたします。

○商工振興課主幹（梶 敏行君）

議案第108号、西郷公園、平成30年度の年間使用料がゼロで、料金改定後もゼロ。議案第109号、丸岡会館、平成30年度が5万4,000円、改定後が5万7,000円の3,000円。議案第110号、働く女性の家、平成30年度が2万1,000円、改定後が2万2,000円の1,000円。議案116号、浜之市ふれあいセンターについて、平成30年度が1,318万2,000円、改定後が1,353万6,000円で35万4,000円の増。議案第124号、横川勤労者技術センター、平成30年度が2万2,000円、改定後が2万4,000円の2,000円の増。議案第125号、国分キャンプ海水浴場、平成30年度が106万7,000円で、改定後が109万3,000円で、2

万6,000円の増。議案第126号、小浜海水浴場、平成30年度が6,000円、改定後が6,000円の増減ゼロ。議案第127号、霧島市観光案内所施設、平成30年度が8万6,000円、改定後が10万1,000円、差額が1万5,000円。議案第128号、関平温泉・関平鉱泉所、平成30年度が942万2,000円、改定後が972万4,000円、差額として30万2,000円の増。議案第130号、国民休養地、平成30年度が4,703万4,000円、改定後が4,789万8,000円、差額が86万4,000円。議案第132号、神話の里公園につきましては、平成30年度が4,890万3,000円、改定後が5,050万2,000円、差額が159万9,000円。議案第140号、霧島市塩浸温泉龍馬公園、平成30年度が260万2,000円、改定後が274万4,000円、差額が14万2,000円。日当山西郷どんの村につきましては、平成30年度実績はゼロ、改定後もゼロ、差額はゼロとなっております。

○委員（宮田竜二君）

新旧対照表の48ページ、関平温泉で、改正前の第5条で、毎月26日は市内外者問わず入場料を無料とするというところを、今回、削除している理由をお聴かせください。

○関平温泉・関平鉱泉所所長（徳永健治君）

風呂の日として毎月26日に無料開放していましたが、関平温泉自体、地域密着型の温泉でありまして、利用者はほとんど常連客なのですけれど、施設内に休憩所もサウナもありません。市の類似施設であります溝辺ふれあい温泉センターや横川健康温泉センターのほうでは同額で回数券の販売をしています。風呂の日で無料開放を行っていたのですけれど、それに替えて類似施設が実施している回数券を導入することで、更にサービスの向上につなげたいと思うことから、今回、変更を出しております。

○委員（阿多己清君）

今の関連で、今度、回数券を導入するということであるのですけれども、類似施設でも似たような状況なのか。そこ辺りを紹介してください。

○関平温泉・関平鉱泉所所長（徳永健治君）

類似施設でいきますと、溝辺ふれあい温泉センターと横川健康温泉センターがあるのですが、どちらも大人の回数券が12枚の一组と25枚の一组があります。料金は違うのですけれど、霧島温泉健康増進交流センターでも同じように12枚と25枚の回数券を販売している状況でありまして、昨年度の販売実績は、溝辺ふれあい温泉センターが1,115組、横川健康温泉センターが784組、霧島温泉健康増進交流センターが234組という状況です。

○委員（松元 深君）

議案第130号、霧島国民休養地の件ですが、今回、この改定をする中で、例えば食器類、スプーン類、包丁、ここらの金額設定をされているのですが、今まで実績がありながらしているのか。例えば、食器類1枚60円とか、そういうものをまとめるというような議論はなかったのか。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

今回の使用料の見直しに当たっては、個々のそういったものをまとめるような形での改正は行わず、今回の使用料の見直しの趣旨に沿った形の料金の見直しという形で行っておりますので、まと

めるとか、集約するような形での見直しは行っていません。

○委員（松元 深君）

多分、実績もほとんどないと思います。無料で貸してもほとんど影響もないと思うぐらいでしたので、気になったところです。それと管理棟使用料ですが、1人430円が440円に、こども210円が220円になって、団体10人以上で5,250円、10人の団体で来られたときは、個人で申し込んだほうが安いという感覚ですが、団体は13人とか12人以上とすべきではなかったのかと思うのですが。

○観光課長（宝徳 太君）

確かに御指摘のとおりでございます。これにつきましては、10人から12人につきましては、確かに不利益を被るということでございますので、12人までは運用で個人料金で対応させていただいております。それと団体料金の人数につきましては、ほかの条例を見ましても、おおむね10人と30人というくくりで、ほかの条例もそのようになっております。ですから15人とかというのは、少し中途半端になるのかなというふうには感じております。確かに運用で対応しているとはいえ、不利益を被ると思われる方もいらっしゃると思いますので、次回の3年後の見直しの際にはこの辺の整合性もきちっと取りながら、先ほど言われた指摘点も踏まえて、検討してまいりたいと思っております。

○委員（厚地 覺君）

議案第130号の国民休養地ですけれども、温泉は使われていないわけですが、改定に伴い、温泉料金は加えていないのですか。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

すでに御案内のとおり、現在、温泉棟については休業しております。そのため、今回は改正しておりません。今後、改正の分は周知等を行う必要があると思いますが、再開したのかというような誤解も与えかねないかと思ったところです。利用再開に向けて、設計委託に入ろうとしておりますので、今後、再開のときなのか、また3年後の見直しのときなのか、そこは今後また検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（厚地 覺君）

しかし、使用はできなくても、本来ならばここでうたうべきではないですか。

○商工観光部長（武田繁博君）

委員の御指摘も承知しておりますけれども、商工観光部としては、今回は改定を見送って、グループ長が申し上げたとおり、再開のときであるとか、また3年後には見直しをしようという判断を致したところでございます。

○委員（厚地 覺君）

せっかくのいい機会ですので。今回も建設は予算に上がらなかった。この前ちょっと立ち話で説明を受けましたけれども。その当たりをなぜ遅れたのか。いつ再開ができるのか。休憩をしてでも説明していただきたいと思います。

○委員長（蔵原 勇君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時25分」

---

「再開 午前10時30分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（松元 深君）

議案第130号，霧島高原国民休養地の乗馬施設ですが，市の馬がいるのでしょうか。

○観光課長（寶徳 太君）

馬でありながら備品ではありますが，マメタロウというのがいます。

○委員（松元 深君）

その馬も高齢ですから，大事に育てていかないといけないと思います。厩舎料の値段が違うのは分かるのですが，継続的に厩舎に預ける方がいらっしゃいますか。

○観光課観光地づくりG主査（若松 樹君）

今年の5月現在で33頭が厩舎に預けられているところです。【26ページに訂正あり】その内訳は把握しておりません。【25ページに内訳あり】

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので，これで審査（12）から（24）まで，以上13件について，執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時31分」

「再開 午前10時47分」

△ 議案第147号 指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地（乗馬施設を除く。），霧島市牧園B&G海洋センター）

△ 議案第148号 指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地乗馬施設）

△ 議案第163号 指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に，審査（25），議案第147号から（27），議案第163号まで，以上3件を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（武田繁博君）

議案第147号，148号，163号の3件の指定管理者の指定につきまして，御説明いたします。本案は，

霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センター，霧島高原国民休養地乗馬施設，霧島市塩浸温泉龍馬公園の指定管理者を指定するため，地方自治法第244条の2第6項の規定により，指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について，議会の議決を求めるものです。霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターにつきましては，本年6月4日から7月19日までの間，指定管理者を公募し，応募のあった1団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し，その報告内容を総合的に判断し，指定管理候補者に選定した福地産業㈱に令和2年4月1日から令和7年3月31日まで5年間管理を行わせようとするものです。霧島高原国民休養地乗馬施設につきましても先の説明と同様の手続を経て，応募のあった1団体について審査し，指定管理候補者に選定した霧島愛馬会に同期間の管理を行わせようとするものです。霧島市塩浸温泉龍馬公園につきましても同様に公募を行いました，応募がなかったことから，霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定に基づく特例により，指定管理候補者として選定した福地産業㈱に同期間の管理を行わせようとするものです。詳細につきましては，観光課長が御説明申し上げますので，よろしく御審査いただき，御決定くださいますようお願い申し上げます。

○観光課長（寶徳 太君）

議案第147号，指定管理者の指定について御説明いたします。令和元年12月霧島市議会定例会議案の105から107ページをご覧ください。現在，福地産業㈱を指定管理者としている霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターについて，令和2年3月31日で指定期間が満了することから，今回公募を行ったところ，福地産業㈱の1団体から応募がありました。本年8月に，霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき，福地産業㈱を指定管理候補者として適当であると審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定した福地産業㈱に，令和2年度から5年間，指定管理者を指定しようとするものです。以下，お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず，資料1の募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの募集要項の4をご覧ください。指定管理者が行う業務として，（1）施設の維持管理に関する業務，（2）施設の使用許可等に関する業務，（3）施設の使用料の収受に関する業務，（4）前3号に掲げるもののほか，市長が施設の管理上必要と認める業務，（5）その他，別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に，4ページの募集要項の6の管理に要する経費について，施設の管理に要する経費は利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており，このうち，指定管理期間中に市が支払う委託料の額は，市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に，当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお，市からの委託料については，今回の一般会計補正予算第7号に債務負担行為を計上していますが，その具体額は年度協定により定め，管理経費としてお支払いします。次に，4ページの募集要項8の参加資格については，②平成31年4月1日現在で，鹿児島県内に事業所を有する法人，その他の団体としています。これは，霧島市に参加資格を限定すると，企業間の競争が制限され，質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから，市内企業の振興という視点も

ありますが、指定管理者制度の本来の目的である市民サービスの向上と経費節減を重視し、参加資格を鹿児島県内の法人その他の団体としているところです。次に、7ページ募集要項の14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が（2）の審査基準と配点に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。なお、審査基準と配点については、同じく募集要項14の（2）をご覧ください。まずは、事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができるかの適・否を判断し、適の場合は、以下、四つの項目に沿って審査しております。1番目に施設の効用を最大限に発揮させるものであるかで9項目、2番目に経費縮減が図られるものであるかで3項目、3番目に計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているかで4項目、4番目に設置目的を達成するための事項で3項目とし、それぞれ配点を行い審査しております。また、選定委員会の審査後は、指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定することとしています。次に、25ページからの令和元年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）に沿って、選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず、委員構成について、27ページをご覧ください。霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターは、内部委員が7名、外部委員が4名の計11名となっています。次に、28ページ、4審議経過について説明いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、28ページ、5審査方法について説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた審査基準と配点に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。次に、審査に当たっては、39ページの指定管理候補者選定審査表を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価Cとし、提案内容が標準であるCより優れている場合は、満点の評価A又は配点の8割を得点とする評価Bを付け、また、標準であるCより不十分である場合は配点の4割を得点とする評価D、又は配点の2割を得点とする評価Eを付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとするFで評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、市長報告書32ページをご覧ください。評点結果につきましては、794点となりました。選定意見としましては、利用者の利便性の向上が図られるよう施設利用者に対するきめ細かな配慮を行っている点やグループ企業の協力による補修等のバックアップ体制を評価するなどの意見が出されました。以上で霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターの指定管理者の指定についての説明を終わります。続きまして、議案第148

号，指定管理者の指定について御説明いたします。議案書の108から110ページをご覧ください。現在，霧島愛馬会を指定管理者としている霧島高原国民休養地乗馬施設について，令和2年3月31日で指定期間が満了することから，今回，公募を行ったところ，霧島愛馬会の1団体から応募がありました。本年8月に，霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき，霧島愛馬会を指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定した霧島愛馬会に，令和2年度から5年間，指定管理者を指定しようとするものです。以下，お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず，資料2の募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。2ページの募集要項の4をご覧ください。指定管理者が行う業務として，（1）施設の維持管理に関する業務，（2）施設の使用許可等に関する業務，（3）前2号に掲げるもののほか，市長が施設の管理上必要と認める業務，（4）その他，別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に，3ページの募集要項の6の管理に要する経費について，施設の管理に要する経費は利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており，以下，先の霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターの説明と同様でございます。次に，3ページの募集要項8の参加資格については，先の施設の説明に加え，要件に③条例第11条第2項（別表第2）の乗馬及び乗馬教室の行為を行うことができる馬の確保ができることを加えております。次に，6ページ募集要項の14の選定方法についても先の施設の説明と同様でございます。また，審査基準と配点についても同様でございます。次に，19ページからの令和元年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）に沿って，選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず，委員構成について，21ページをご覧ください。霧島高原国民休養地乗馬施設は，内部委員が6名，外部委員が4名の計10名となっています。次に，22ページ，4審議経過及び5審査方法については，先の施設の説明と同様でございます。次に，審査に当たっては，33ページの指定管理候補者選定審査表を用いて実施しており，評価の内訳は，先の施設の説明と同様でございます。評点結果や当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については，市長報告書26ページをご覧ください。評点結果につきましては，680点となりました。選定意見としましては，利用者の利便性向上策として，馬の預託管理や馬の健康面に配慮した運営，国体選手の育成にも貢献している点を評価するなどの意見が出されました。以上で，霧島高原国民休養地乗馬施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。続きまして，議案第163号，指定管理者の指定について，御説明いたします。議案書の186から188ページをご覧ください。現在，NPO法人薩摩龍馬会を指定管理者としている霧島市塩浸温泉龍馬公園について，令和2年3月31日で指定期間が満了することから，今回公募を行ったところ，公募期間中に申請がなかったため，資料3の20ページ，霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第2号及び同条第2項の規定に基づき，福地産業㈱と協議し，申請書等の提出を求めました。同社を協議の相手方として，選定した理由と致しましては，一つ目に温泉浴場の経営を行っている会社である。二つ目に現在，霧島高原国民休養地の指定管理者として，温泉の管理運営の実績があり，温泉施設についての

十分なノウハウを有している。三つ目に塩浸温泉龍馬公園は崖地付近に立地していますが、同社の関連会社との連携により、日常の点検等による異常の早期発見及び不測の事態にも迅速かつ的確に対応することが期待できる。これらの理由から、福地産業㈱と協議を行い、同社から提出された申請内容を19ページと同条例第4条の選定基準に照らして総合的に判断した結果、指定管理候補者として適当であると認め、福地産業㈱に令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。なお、本施設についても他の施設同様に公募は行っており、募集要項等の資料はお手元に配布しておりますのでご確認ください。以上で、霧島市塩浸温泉龍馬公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。これで、観光課の説明を終わります。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案番号や施設名が分かるようにお願いします。質疑はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

資料3の1ページ、議案第163号、龍馬公園の件についてですが、これの利用者の数字で平成28年度12万5,000人、平成29年度10万7,000人、平成30年度8万2,000人ですごく減っているのですが、大きな理由は何ですか。

○観光課長（寶徳 太君）

はっきりした原因というのは、我々も把握しておりませんが、新燃岳等の影響があるのではないかというふうに考えております。あと、災害とか上からの水の流出により、休んだりすることもあります。その統計はとっておりませんが、年々減っていることは事実ですので、新燃岳等の影響があるというふうに認識は致しております。

○委員（池田綱雄君）

市長が変わってから減っている感じも受けるものですから、力を入れていないのかと感じますが、その辺はありませんか。

○観光課長（寶徳 太君）

市長が変わっても、薩摩龍馬会のメンバーがほぼ変わっておりませんので、その辺については影響がないと理解したいと思います。

○委員（池田綱雄君）

今後の見通し、このまま減るものか、あるいは増えるものか、どのような予想をたてていますか。

○観光課長（寶徳 太君）

来年度から福地産業㈱にお願いします。福地産業㈱としては、自主事業の話も出てきておりますし、そういった面で集客を図られるような事業をやっていただきたいと、我々としては思っておりますので、見通しというか、このまま落ち込むのではなくて、観光客の皆さんに来ていただけるような施設にしていきたいという期待はしております。

○委員（池田綱雄君）

2年間、このメンバーで委員会にいるわけですから今後、どのように推移していくのか注意深く検討したいと思います。2年前は12万5,000人ほど利用者がいたわけですから、執行部としても利用者が増えるように努力していただきたいと要望しておきます。

○委員（厚地 覺君）

薩摩龍馬会がなぜ引いたのか。経営的に苦しいのか、その辺をちょっと伺います。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

結果的に公募を行って応募がなかったということで、検証する意味でも、龍馬会に話を聴く機会がございました。龍馬会のほうは、会員が高齢化などによって減少しているということ。法人としては存続できるけれど、指定管理者として業務までは行えないというお話でございました。そういったことから、指定管理の申請は今回は行えないという総会決議がなされたとお伺いしております。

○副委員長（久保史睦君）

ここの施設は、老朽化と道路の問題、駐車場の問題というのは長年にわたっての懸念事項だと思います。新たに今回、指定管理を結んで複数年契約になってきますけど、そこら辺に対して、今度はある程度の投資をして建物を維持していかないといけないという問題が、年数を重ねるごとに多分、その比重が大きくなってくると思いますけれど、そこらの投資的な部分に対して、どういう考えを持っているのか教えてください。

○商工観光部長（武田繁博君）

新たな投資をしての新築とか改築とか、その辺のところは考えておりませんが、当然、修繕とか維持管理に関しましては行っていくつもりでございます。また、後ろのほうの崖が心配なところもございます。今回、災害による補修もございますけれども、そこら辺の安全確保は努めながら、補修とか維持というのは今からもやっていきたいと考えております。

○副委員長（久保史睦君）

資料3の18ページ、ここに基準価格の内訳書が出ておりますが、その投資というのは修繕であったり、その崖の部分で、国か県の事業は明確に分からないですけれども、あそこに対しては、かなりの金額が投入されると思っているのです。それに対して、この内訳書の計画とのバランスというのはどういうふうに捉えていらっしゃるのかなと思って、そこをお聴きしたいと思います。

○観光課長（寶徳 太君）

施設の維持管理とはまた別に、この経費というのは必要最小限の経費を計上させていただいているところです。改修うんぬんは考えておりません。

○副委員長（久保史睦君）

この基準価格は、このまま考えていいわけですね。

○委員（松元 深君）

同じく龍馬公園ですが、展示館は料金を取ってやっていますか。

○観光課長（寶徳 太君）

今も継続して利用料を頂いています。

○委員（松元 深君）

これは福地産業㈱が考えることかもしれませんが、若干狭いので工夫するとか、その辺の話は選定委員会のヒアリングとかで出なかったのかお伺いします。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

福地産業㈱から事業計画書等を出していただいて、資料24から25ページに記載してございます。当然、国民休養地と連動したPR活動にも努めていくという強みもあります。あと、自主事業と致しまして、龍馬の企画展など全国の龍馬に係わる資料館等との連携を図りたいということで、今回は事業計画書等の提出を受けておりますので、期待できるものと考えております。

○委員（松元 深君）

基準設定のなかでは、利用料などは書いていないですが、指定管理者が利用収入を300万円から段々と上げて340万円までと、かなり努力をされるような傾向が見られるわけです。この内訳は、温泉が主なのか、展示館はどうなのか。そして、展示館は、多分、条例で料金が決まっていますので、無料というわけにはいかないでしょうが、その辺はどのような考えがあるのか、お伺いしておきます。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎 義美君）

平成30年度の利用料金の実績でいきますと、資料館が71万2,890円、温泉が186万7,520円という実績になっております。

○委員（松元 深君）

資料館はこんなに入るのかとびっくりしたところです。基準価格内訳書では光熱水費は管理費、候補者が作成した予算書では事業費ですが、ほかの施設の候補者は管理としていますが、この辺の指導はされていますか。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

示した基準価格内訳書に対して福地産業㈱が予算書を出していただいているところですが、予算科目等が合わない部分もある場合には、毎月、モニタリング、そして年間を通じてモニタリング等を行って審査をしていく中で、この費目はこちらが正しいですということで、修正しながら指定管理者とは協議を行って、正しいものに置き換えていく状況でございます。今後、その辺りを進めていきたいと思っております。

○委員（阿多己清君）

議案第147号、霧島高原国民休養地、B&G海洋センターで、福地産業㈱が指定管理でずっとされているところですが、前回の基準価格が289万2,000円、今回が376万9,000で87万円ほど増えていると。ここらは、先ほど話題になった温泉施設が使えないということで使用料が入ってこないための増なのか、そこらの状況を教えてください。そして、当然、平成30年度の決算では450万円と、更に今年度1,000万円を超えるという見込みを立てておられますけど、ここらの状況も合わせて教えてください。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

まず、基準価格の増減ですが、温泉等の休業という部分が大きいです。今回の基準価格を算定するに当たりましては、温泉の収入を見ずに、一方、支出も経費としても見ていませんので、その差額分で増額になっているという部分が一つ。あとは人件費が若干上がっている部分がございます。そういった面を含めて、結果的に八十数万円の増額となっております。今年度の実績見込みの増については、同じように休館、休業している温泉等について、休業補償を見込んでいる分が増えています。

○委員（阿多己清君）

直接、この指定管理の議案と関係ない部分があるのかもしれませんが、1,000万円ほどの見込みを立てていますが、予算措置はしてあるという理解でいいですか。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

年度を通しての分を3月補正で要求させていただいて、休業補償の分を予算要求していく方向で考えております。

○委員（厚地 覺君）

議案第148号、乗馬施設につきましては、現在、市有馬はいないですか。預託馬が何頭か説明ください。

○観光課観光地づくりグループ主査（若松 樹君）

平成30年5月時点で厩舎のほうに33頭おりまして【26ページに訂正あり】、その内訳と致しましては市のマメタロウ1頭、指定管理者が所有する馬が21頭、会員の方から預かる馬が8頭となっております。

○委員（阿多己清君）

乗馬クラブの関係で、資料の109ページに平成30年度の年間利用者数3,905人が実績として表示されています。私が夕方行ったとき、結構な人数、子供達も含めて馬に乗ったりしていますが、こういう方々は入っていないと思いますが、体験をする人達とか料金が発生するような方々の利用者数ということでよろしいですか。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

年間利用者数ですが、時間で短いものがあったり、長いものもあったり、外周や半周とか、いろいろな体験メニューがあります。委員が見られた園内で馬に乗ったりという方は、利用料金を取っての体験と推測しているところですが、その方々からも料金をもらっているというふうに考えております。

○委員（阿多己清君）

霧島高校に乗馬部があります。そういう方々は多分無料かと思いますが、そういう子供達も毎日練習していますので、そういう方々が入ってくれば4,000人は十分超えるのかなという思いをしております。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

部活動等の方については、当然無料ですので、人数には含まれていないというふうに考えております。そこまでをカウントすれば、利用者数は伸びるのかなというふうに思います。

○委員（阿多己清君）

110ページに近隣ホテルとのタイアップと出ていますけれども、具体的な例があれば教えてください。

○商工観光部長（武田繁博君）

私が選定委員会のヒアリング時に聴いたところによりますと、近隣のホテルに宿泊された方をこちらの乗馬施設に案内するというを行っているそうでございます。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで審査（25）から（27）まで、以上3件について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時29分」

「再開 午前11時32分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、松崎観光地づくりグループ長より発言をもとめられておりますので、許可します。

○観光課観光地づくりG長（松崎義美君）

先ほど、国民休養地乗馬施設の馬の頭数に間違いがございました。先ほど33頭と申し上げましたが、ポニーを含んだ数でした。馬の数としては30頭ということで、訂正をお願いいたします。厩舎を使っている頭数でいくと30頭ということです。

#### △ 議案第164号 財産の処分について

○委員長（蔵原 勇君）

会議を続けます、次に、審査（28）、議案第164号について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（武田繁博君）

議案第164号 財産の処分につきまして、御説明いたします。本案は、財産を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。本案の提案理由につきましては、本市へ

の企業立地を促進し、雇用の創出及び産業の振興並びに本市経済の活性化を図ることを目的に、国分川原及び国分上小川の第2岩坂工業団地を売却しようとするものです。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○企業振興室長（住吉謙治君）

議案第164号、財産の処分につきまして、御説明いたします。資料は、令和元年12月霧島市議会定例会議案の189、190ページになります。売却を予定しております第2岩坂工業団地は、霧島市土地開発公社の経営健全化を図り、引き続き企業誘致用地として活用するため、平成27年3月、市資産として霧島市土地開発公社から取得し、保有している工業団地です。このたび、鹿児島市に本社を置き、物流業務の管理運営と農水産物の保管・加工を行っています、二幸冷蔵運輸株式会社と当該工業団地の売買について、協議が整いましたことから、当該企業に当該工業団地を処分しようとするものです。令和元年10月29日には、二幸冷蔵運輸株式会社代表取締役西山麻由美と土地売買仮契約を締結しています。売却額は4,500万円です。当該工業団地の所在地は、霧島市国分川原字平石1102番3他7筆でございます。また、地目・面積は、宅地1万434.12㎡、雑種地1,214㎡、山林1万2,961㎡、合わせて2万4,609.12㎡です。以上で、商工振興課の説明を終わります。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（池田綱雄君）

この土地は、私も以前少し関わっていた土地であり、やっとなら売れてほっとしているところがございます。そこでお尋ねしますが、㎡当たりなり坪当たり幾らですか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

全部合わせまして1㎡当り1,829円でございます。

○委員（池田綱雄君）

1㎡当り1,829円、坪当り6,032円になるようでございます。そこで、冷蔵庫関係の方が買われたということですが、いつごろからの操業になるのか。それと、どんなものを貯蔵されるのか。それと雇用はどれくらいになるのか。3点伺います。

○企業振興室長（住吉謙治君）

この二幸冷蔵運輸株式会社でございますが、昭和63年に一般貨物運送事業として操業されておりました、本社が鹿児島市谷山港にございます。現在、従業員が71人ということでございます。平成15年には大型の冷凍倉庫を取得されまして、冷蔵冷凍保管事業を開始されております。そして、平成17年から大手酒造メーカーの焼酎用カンショの加工であるとか、冷凍そして保管という業務を開始しております。そして、平成23年からは、アメリカ向けの冷凍ブリの水産加工場を造るということで、どんどん事業規模を拡大しているところでございます。雇用の面でございますけれども、5名の新規雇用を見込んでいるということでございます。スケジュールの関係ですけれども、来年の6月に着工いたしまして、9月に竣工、操業という段取りでございます。

○委員（池田綱雄君）

中身のところで、焼酎とか、いろいろ言われましたけれど、ここではどういうものを貯蔵されるのかお尋ねいたします。

○企業振興室長（住吉謙治君）

立地後、当面は大手酒造メーカー向けの焼酎用生カンショの保管、管理、そして物流事業というものを展開していきますけれども、将来的には鹿児島市の本社で行っているような加工施設を設けるというような構想もございます。

○委員（厚地 覺君）

ここの地図を提出していただきたいと思います。この土地はいつ取得して、当時の取得価格は幾らでしたか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

平成26年3月に、霧島市土地開発公社解散プランが策定されております。この岩坂特定住宅用地の処分年度が平成26年度とされておりました、これは平成27年の3月議会に提案いたしまして、当時の簿価を基本としまして、金額は9,621万3,993円で購入しております。分譲価格につきましては4,500万円ということで、これも不動産鑑定を踏まえおりますので、開発公社の経営健全化を図ることを目的に取得した土地であるということを御理解いただきたいと思います。

○委員（厚地 覺君）

平成26年ということは5年前ということですが、金利は上乘せされていますか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

この分譲価格につきましては、今、申しあげましたように不動産鑑定を実施しまして、公有財産取得処分等委員会で決定した額でございますけれども、この同価格を用いて、ずっと企業誘致活動を行ってきたところでございます。そして、金利の関係とか、分譲価格の変更がなかったのかというお話ですけれども、当然、その分譲価格というのは立地環境であるとか、周辺の区画であるとか、社会情勢等を踏まえて決定されるものではございますけれども、この価格をもって、市のホームページやパンフレット等でも広報をしてまいりました。それと、当時と比べまして変動があるというような要素が確認できなかったということで、4,500万円で処分をするというものでございます。

○副委員長（久保史睦君）

簿価という部分に関して、当時の宅地、雑種地、山林、それぞれ違うと思うんですけど、当時のそれぞれの㎡数と単価、今回の売却単価と。地図を見ないと場所が分からないものですから、周りの環境等とのこともありますので、その地図と一緒にいいので、後で提出していただけますか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

後ほど、その地図を配布したいと思います。これは、土地開発公社からの部分になるので、当時の資料が残っているかどうか確認しないといけないので、しばらく時間が掛かります。

○委員長（蔵原 勇君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時45分」

「再開 午前11時47分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○副委員長（久保史睦君）

後ほど、地図と一緒に分かれば教えてください。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、これで審査（28）について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時49分」

「再開 午前11時50分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、小倉財政課長より発言を求められておりますので、許可します。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

今回、提案しております使用料改定の条例の概要について説明いたします。説明が後になり申し訳ございませんでした。お手元に配付しています使用料等改定の概要になります。1ページです。今回、使用料改定を行うに当たりまして、1点目と致しまして、見直しの目的になります。本市では、市税等を始めとする自主財源の大幅な増収が見込めない財政状況であることから、厳しい財政状況の中で、高度化・多様化する行政需要に対応できる財政基盤を確立するため、霧島市行政改革大綱の下、霧島市経営健全化計画及び霧島市行政改革実施計画において、自主財源の安定的な確保や、負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図る観点から、使用料及び手数料見直し等の検討を掲げています。使用料等については、利用する人と利用しない人の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保しなければなりません。また、サービス提供を行う行政においても、効率的な施設運営を行うとともに事務の効率化を進め、利用者負担の軽減を図り、利用者の理解を得られる料金設定に努める必要があります。このため、平成21年12月に、使用料設定に関する基本的考え方を定め、原則として3年に1回総コストを計算し、定期的に使用料を見直すこととしました。この考え方にに基づき、令和2年4月の見直しでは、平成29年4月の見直し同様、使用料設定に関する基本的考え方にに基づき各施設のコスト再計算を行った上で、各調整を行うこととし、令和元年10月に8%から10%に改正された消費税率引上げ分の対応についても、今回の見直

しで併せて対応することとしました。2ページです。2番目の使用料改定に関する基本的な考え方としましては、四つの項目に基づくことを基本的考え方としております。(1) 受益者負担の原則、(2) 類似施設の使用料の調整、(3) 算定方法の明確化、(4) 急激な負担増への配慮、以上、4項目を基本的考え方としてしております。続きまして3ページになります。3点目としまして、新たな料金の適用時期としまして、新たな料金の適用時期は、市民への周知期間を十分考慮した上で定めることが必要であるため、令和2年4月1日からとしました。4点目としまして、改定作業内容として、(1) コスト算定等作業として、①コスト算定におきまして、コスト対象については、人にかかるコストとして、施設の維持管理や運営・サービスの提供に直接従事する職員等に係る経費で、給料や賃金が主なものです。ものにかかるコストとして、施設の維持管理・運営やサービスの提供に直接必要な経費で、消耗品費、光熱水費や委託料及びサービスの提供に必要な機器類の賃借料が主なものとなります。及び移転支的コストとしまして、他の主体に移転して効果が出てくるような経費で、保険料が主なものになります。その三つに分類しまして、これらのコストを平成30年度決算額で積み上げました。また、その際に正職員の年間人件費単価については、平成30年度の決算統計数値から一人当たり619万9,000円としたところでございます。②として、性質別負担割合としまして、各使用料のサービスの性質には、公共性が強いものや市場性が強いものがあることから、その性質に着目せず、一律一律に費用負担を求めることは、公平性・公正性を損なうこととなります。このため、使用料設定に当たっては、より公平・公正なものとするため、施設ごとのサービス内容に基づき、市場性)・選択性の基準を組み合わせることにより、四つに分類し、公費と受益者の負担割合を設定したところでございます。こちらについては、5ページをご覧ください。施設の性質別負担割合の考え方になります。①～④の四つに分類しています。①第1分類として、専ら行政が提供するサービスで、市民の大半が利用する必需的な公共サービスの象限で、例としては道路、公園、学校、消防などで、下の図を見ていただきますと、第1分類として、右上の部分になります。こちらにつきましては、公費負担を100%、受益者負担を0%としています。②第2分類につきましては、民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスの象限として、公民館、文化ホール、体育館などとしており、図では左上の第2分類で、公費負担は50%、受益者負担を50%としています。③第3分類では、民間でも同種類似のものが提供され、個人によって必要性が異なるサービスの象限として、プール、トレーニングルームなどで、下の図では左下の第3分類として、公費負担を30%、受益者負担を70%としたところです。④第4分類として、民間でも提供されているが、市民に必要とされる社会保障的要素を含むサービスの象限として、市営住宅、保育園などで、図では右下の第4分類で公費負担50%、受益者50%とする、以上四つの分類に区分したところでございます。前に戻りまして3ページになります。③コストに基づいた適正水準の算出として、コストの算出につきましては、施設の各貸室等において1時間当たりどれだけのコストが掛かっているかに着目し、①で算出した年間コストを年間開館時間数で除し、1時間当たりのコストを求め、占有スペースに係る部分の1時間・1㎡当たりのコストを算出しました。次に、貸室ごとの面積に1

時間・1㎡当たりのコストを乗じたものを貸室ごとの1時間当たりの適正水準とし、現行の料金と比較しています。次に4ページをご覧ください。(2)改定額等の設定におきましては、今回の見直し作業では全ての施設を見直し対象とし、(1)で算出したコストに基づく単価を踏まえ、市内外類似施設等の料金、施設の採算、市民福祉のバランス等を総合的に勘案した上で、令和元年10月に8%から10%に引上げられた消費税率も考慮し、改定額の設定を行いました。(3)その他としまして、市外の方が利用する場合の割増は、10割加算としました。また、入場料を徴収する場合の使用料についても、割増加算を行うこととしました。なお、これらについては、各施設の現状等を踏まえ、各施設担当課において設定したところです。また、それぞれの使用料の算定結果において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げています。5点目、市民への周知等として、周知については、令和2年4月の新料金適用までの間、広報誌やホームページでの広報、窓口での対応等を十分に行い、混乱が生じることがないように配慮することとしています。また、料金改定に当たっては、市民の理解と協力が必要であることから、説明責任の一層の向上に努めることはもとより、今後とも効率的な施設運営、事務の効率化等による継続的かつ徹底した経費縮減を行い、市民サービスの一層の充実に努めることとします。以上が、今回の使用料等の改定の概要になります。

○委員長（蔵原 勇君）

この件について、質疑がありますか。

○委員（池田 守君）

この四つに分類したという説明がありましたけれど、これは市独自で分類したものなのか、それとも国とか県がこういった分類を行っているものなのか、教えてください。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

他の団体等のものも参考にしておりますけれども、本市として整理したものでございます。また、今回の使用料改定に当たりましては、この四つの分類のうち第2分類と第3分類に分けて、実際のところ、コスト計算を行っているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

最初に説明してもらえば一段とよかったですのですが、既に、商工観光部と農林水産部の質疑が終わったところです。それぞれの議案、施設ごとにどれくらいの収入が増えるのかという説明を受けました。そこで、財政課として、市全体として今回の見直しで、年間どれくらい増を見込んでいるのか、お尋ねします。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

平成30年度実績で計算しますと1,300万程度の増額となる見込みと考えております。

○委員（宮田竜二君）

先ほどの説明の3ページのコスト算定のところで、人件費が統計書から一人当たり619万円ということなのですが、例えば収支予算書などを見ると、人件費がその事業者によって違うんですが、そことの関係が何かありますか。

○財政課主幹（村岡新一君）

人件費につきましては、原則として、こちらに書いてあります619万9,000円としているんですけども、それぞれの施設に基づきまして、その割合があると思います。例えば、この部分だとどれくらいの人件費が掛かっているとか、そちらにつきましては担当課のほうに積算をしてもらいまして、それを基本と考えています。施設によっては、当然、職員がいらっしゃったりして単価とかも違いますが、使用料の改定のルールと致しまして、その取扱いとさせていただいているところです。

○委員（阿多己清君）

確かに正規職員でいけばこれぐらい上がるのかなと思うんですけども、ほとんどの公共施設というのは指定管理で運営がされていますし、そこにまた人件費の基準を指定管理は指定管理で示していますので、そこらを参考にしたほうが、料金ができるだけ安いほうがいいわけですので、今後は、そういう検討もすべきだと思います。要望しておきます。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

今回、お示ししました職員の分につきましては、市が直接、施設の管理をしている所につきましては、金額としまして619万9,000円で算出してございまして、今、委員から御指摘がありました指定管理をしている所につきましては、そちらの委託料に人件費が含まれていまして、委託料を基に積算しているところでございます。

○委員長（蔵原 勇君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 0時04分」

「再 開 午後 0時57分」

△ 議案第131号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、審査（29）、議案第131号について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第131号、霧島市都市公園条例の一部改正について、概要を御説明申し上げます。都市公園である城山公園ほか7施設等の使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、都市公園使用料の額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細については、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

議案第131号、霧島市都市公園条例の一部改正について、御説明いたします。はじめに、使用料に

については、負担の公平性の確保や受益者負担の適正化を図る観点から、霧島市経営健全化計画（第一次）等を踏まえ、平成21年12月に使用料設定に関する基本的考え方を取りまとめ、その考え方のもと、原則として3年に1度見直しを行うこととしています。今回は、それに基づく4回目の見直しとなるもので、施設ごとにコストの再計算を行うとともに、消費税率の引上げ、市内外における類似施設等の料金との比較、施設の採算性と市民福祉のバランス等を総合的に勘案した上で、行政サービスとしての必要性に考慮しつつ、公平性を確保し、施設を継続して維持管理していくことを目的として、額の改定を行い、所要の改正を行おうとするものです。なお、現行料金からの急激な負担増を招くおそれがある場合は、改定上限率を原則20%以内とする激変緩和措置を講じています。対象施設名は城山公園、国分運動公園、南公園、国分海浜公園、国分海浜公園体育館、北公園、丸岡公園、まきのはら運動公園、夜間照明施設です。詳細につきましては、新旧対照表の53ページから59ページです。まず、建設施設管理課所管について御説明します。対象施設は、城山公園と丸岡公園です。新旧対象表の54ページをご覧ください。（ア）城山公園は、研修センター会議室、研修センター展望室、ゴーカート、観覧車、パターゴルフ場の使用料をそれぞれ改定しようとするものです。次に、新旧対象表の57ページをご覧ください。（キ）丸岡公園は、ゴーカート、グラウンド、ナイター施設、緑地公園、グラウンドゴルフ用具、スロープカーの使用料をそれぞれ改定しようとするものです。

○スポーツ・文化振興課長（浮辺文弘君）

続きまして、スポーツ文化振興課所管について御説明します。対象施設は城山公園、丸岡公園以外の体育施設です。今回の使用料の見直しの基本的な考え方については、先ほど建設施設管理課長が御説明申し上げたとおりです。新旧対照表の54ページから57ページをご覧ください。（イ）国分運動公園は、陸上競技場、国分球場、投球練習場、庭球場、多目的広場及び多目的屋内運動場の使用料を、（ウ）南公園はソフトボール場の使用料を、（エ）国分海浜公園はソフトボール場、庭球場、第1グラウンド、第2グラウンド使用料を、（オ）国分海浜公園体育館の使用料を、（カ）北公園は、多目的広場と庭球場の使用料をそれぞれ改定しようとするものです。次に、新旧対照表は57ページから59ページをご覧ください。（ク）まきのはら運動公園は多目的屋内運動場、パークゴルフ場、多目的広場の使用料を、最後に（ケ）夜間照明施設の使用料をそれぞれ改定しようとするものです。以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜わりますようお願い申し上げます。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

改定により、年間どれぐらいの増収があるのか、施設ごとにお伺いします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

建設施設管理課分について御説明いたします。城山公園については1,714万7,000円が1,796万2,000円となり81万5,000円の増となります。丸岡公園につきましては624万9,000円が648万円となり、

23万1,000円の増を見込んでおります。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

スポーツ・文化振興課分につきましては、国分運動公園、586万6,000円が699万1,000円で112万5,000円の増、国分海浜公園、203万8,000円が226万円で22万2,000円です。国分北公園、163万1,000円が195万7,000円で32万6,000円。国分南公園、2万9,000円が3万円です。まきばドーム、155万5,000円が194万4,000円で38万9,000円です。まきのほら運動公園、10万5,000円が12万6,000円で2万1,000円、福山パークゴルフ場、868万3,000円が903万円で34万7,000円となります。

○委員（阿多己清君）

急激な負担増を招くおそれがある場合は、緩和措置を講じるとしていますけれども、対象になる施設があれば、御紹介ください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

新旧対照表54ページ、城山公園の研修センター展望室の小、中、高校生一人1回につきの使用料50円が60円になっております。これが超えております。その下の小、中、高校生の団体（10人以上）一人1回40円が50円、これが25%となっております。その下の大学生、一般一人1回につき100円が120円。大学生、一般の団体（30人以上）一人1回につき80円が100円。それと57ページの丸岡公園ですが、グラウンドの市外者が使用する場合に限り、1日の使用料2,060円が2,470円となっております。丸岡公園の一番下のスロープカー110円が130円に上がっている点が、今回の緩和措置としています。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午後 1時10分」

「再開 午後 1時11分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

激変緩和の分のみを御説明いたします。国分運動公園は陸上競技場の改正後が1,170円となっております。あと、施設のみ申し上げます。国分運動公園の野球場でございます。国分運動公園の多目的広場でございます。それから牧之原運動公園の多目的広場、まきばドームのテニスコートの部分、【36ページに訂正あり】それから福山のパークゴルフ場、以上、申し上げた点につきまして激変緩和の措置をしたところでございます。

○委員（松元 深君）

丸岡公園についてです。前からあった条例であります。この丸岡公園のグラウンドとグラウンドゴルフ用具は、市外者が幾らとあるのですが、ほかの施設で、このように市外者に対して料金を多く取るというようなものがありますか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

ほかの施設は把握しておりませんが、丸岡公園については市外者を対象として設定します。

○委員（松元 深君）

なぜ、市外者をわざわざ限定したのか。それと市外者との区別はどのような方法で行っているのか、お伺いします。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

市外者のほとんどの方が、グラウンドゴルフのゴールを借りに来られますので、そこで判断をしております。

○委員（松元 深君）

なぜ、市外者を設けたのですか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

はっきりしたことは申し上げられませんが、恐らく市内の方々の健康増進のために、その料金の差額を設けたのではないかと想像されます。

○委員（松元 深君）

それであれば、ほかの施設もだと思いますが、なぜ丸岡公園だけ限定したのか疑問です。これは条例ができたときに聴かないといけないのですが、ちょうど改正のときなので、聴いていますが、その辺は分かりませんか。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午後 1時15分」

「再開 午後 1時16分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

都市公園の中でもほかの国分運動公園につきましても、別表の下のほうに、使用者が市民以外のものである場合には、基本の使用法に100分の100を乗じて得た額を加算するというところで、2倍で規定されているところがございます。

○委員（松元 深君）

市外者が来たときは、市外者かどうか分からないから身分証明書かなにか見せてもらうのか、市外者から、かなりの非難が来るような気がしてならないのですけれど、どうなのでしょう。

○建設施設管理課公園管理Gサブリーダー（桑幡孝志君）

丸岡公園の緑地広場についてお答えいたします。使用のたびに、丸岡公園のほうに申請に来られますので、グループ長が言ったように、スティックは持っておられるんですけど、ゲートを借りに来る時点で判断をしまして、料金を取っています。

○委員（池田 守君）

（ケ）の夜間照明施設ですけれども、海浜公園多目的広場と運動公園多目的広場、運動公園多目的屋内広場だけが特定してありますが、あとは全ての施設に共通することですか。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

ここに掲載してあるものは、施設に設置してある照明だけですので、都市公園の中では、これ以外の照明施設はないということです。

○委員（池田 守君）

ソフトボールとか具体的にいろいろ書いてありますけれど、この施設は施設名で言えば、どこにあたりますか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

海浜公園，南公園，北公園になります。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで審査（29）について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 1時20分」

「再 開 午前 1時23分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。スポーツ・文化振興課より発言を求められておりますので、許可します。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

先ほどの答弁の中で誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思います。激変緩和の中でまきばドームの屋内運動場のテニスコート部分も対象と申し上げましたけれども、こちらは対象ではございませんでしたので、訂正しておわび申し上げます。

△ 議案第150号 指定管理者の指定について（城山公園）

△ 議案第151号 指定管理者の指定について（中央児童公園ほか17施設）

○委員長（蔵原 勇君）

次に、審査（30）、議案第150号及び（31）、議案第151号について、一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第150号及び議案第151号を一括して御説明します。本案は、城山公園及び国分都市公園の指定管理者をそれぞれ指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。霧島市指定管理者候補者選定委員会の審査報告の内容を総合的に判断し、指定管理候補者として、それぞれ選定した公益社団法人霧島市シルバー人材センター及び一般財団法人霧島市施設管理公社に、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで、5年間管理を行わせようとするものです。詳細については、建設施設管理課長が御説明しますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

まず、議案第150号 指定管理者の指定について御説明します。現在、公益社団法人霧島市シルバー人材センターを指定管理者としている城山公園については、令和2年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、現指定管理者と淵脇建設株式会社の計2団体から応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査して頂き、引き続き、現指定管理者を指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき、公益社団法人霧島市シルバー人材センターに令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元の配付資料に基づき御説明します。まず、資料1の募集要項に沿って募集条件等について御説明します。2ページの募集要項の4、指定管理者が行う業務等をご覧ください。指定管理者が行う業務については、(1)から(5)の業務のほか、その他別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、3ページの募集要項の6、管理に要する経費をご覧ください。公園の管理に要する経費については、利用料金収入、雑入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算（第7号）に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に、3ページから4ページの募集要項の8、参加資格をご覧ください。参加資格については、②、平成31年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である市民サービスの向上と経費節減を重視し、参加資格を鹿児島県内の法人その他の団体としているところです。次に、6ページ募集要項の14、選定方法については、農林水産部と同様ため説明を割愛させていただきます。次に、資料2、令和元年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明します。まず、37ページの審査報告書の委員名簿をご覧ください。城山公園は、委員会区分②で10名の委員で審査を行っています。次に、38ページの4、審議経過と5、審査方法については、農林水産部と同様ため、説明を割愛させていただきます。次に、42ページから43ページの審査結果の①評点結果や②（2）選定意

見をご覧ください。当該申請者を指定管理者候補に選定した理由である選定意見については、・自主事業によるイベントの効果により来園者が年々増加している点の評価する。・自主事業として毎月イベントを行うとともに、しっかりとした広報を行う提案を評価する。・話題づくりとして、新たなスポットを設置する提案を評価するといったことが主なものです。以上で、城山公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。次に、議案第151号、国分都市公園の指定管理者の指定について、御説明します。現在、一般財団法人霧島市施設管理公社を指定管理者としている中央児童公園ほか17公園について、令和2年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、現指定管理者から応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、引き続き、現指定管理者を指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき、一般財団法人霧島市施設管理公社に令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元の配付資料に基づき御説明します。まず、資料1の募集要項に沿って募集条件等について御説明します。3ページの募集要項の4、指定管理者が行う業務等をご覧ください。指定管理者が行う業務については、(1)から(4)の業務のほか、その他別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、3ページから6ページの募集要領の6、管理に要する経費、8、参加資格、14、選定方法については、議案150号と同じですので、割愛させていただきます。次に、資料2、令和元年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)に添って選定委員会における審査結果について御説明します。まず、41ページの審査報告書の委員名簿をご覧ください。国分都市公園は、委員会区分②で審査を行っていますが、内部委員の内副市長が申請団体の役員であることから評価ができませんので、内副市長を除いた9名の委員で審査を行っています。次に、42ページの4、審議経過と5、審査方法については、議案150号と同じですので、割愛させていただきます。次に、46ページから47ページの審査結果の① 評点結果や②(2)選定意見をご覧ください。当該申請者を指定管理者候補に選定した理由である選定意見については、利用状況をよく把握し、事業計画を作成している点の評価する。遊具点検において専門的な事業者による点検を全施設で実施する点の評価する。相談や苦情の対応が迅速でしっかりできている点の評価するといったことが主なものです。以上で、説明を終わります。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案番号や施設名が分かるようにお願いします。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

議案第150号、城山公園、議案書116ページの主な選定意見の中で、自主事業として、第2駐車場と山頂の間を、ワゴン車にて往復運行を行うという表記があるのですが、これは現在もされているという理解をしていいのか、今回、新たになのか、具体的にお示しいただければと思います。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

これまでも花見の時期とか、人が多い時期などはマイクロバスをお借りして、ピストン運動で第

2駐車場から運んでおります。

○建設施設管理課公園管理Gサブリーダー（桑幡孝志君）

今、言ったようなことをゴールデンウィークなど実施しておりました。今回の提案では、10人乗りを借りまして、利用者が多いと判断したときには、第2駐車場からピストン運行をするとなっています。

○委員（阿多己清君）

繁忙期の場合は、第2駐車場にそのワゴン車をずっと置いていて、スタッフがピストン運行をするという流れでしょうか。それとも上の駐車場がいっぱいになれば、当然、第2駐車場を使うんでしょうけれど、その時点で判断されて準備をしているという流れになっているのか、そこらを教えてください。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

次年度のことですので、その当りはまだ話を詰めていません。

○委員（阿多己清君）

同じく116ページの1番下に、話題づくりとして、新たなスポットを設置する提案を評価するとなっているんですけども、ここで分かっていたら、具体的に教えてください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

城山公園の資料の57ページをご覧ください。城山公園は景色も良く、桜島も望める場所がございます。そこに、幸福の鐘やラブチェアー、四つ葉のクローバーを形取った花壇などを設置して、桜島に向かって願掛けできるハピネスゾーンというものを提案されています。

○委員（川窪幸治君）

全てのこういう公園に該当すると思うんですけど、前島議員の一般質問でもありました樹木の剪定ということで、樹木の管理というところでは、専門的な知識を持った方がいらっしゃるのかどうか。それと、そういう管理をしていく上で必要な経費等が出てくるのではないかとこのところを教えてください。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

城山公園の資料の77ページ79ページをご覧ください。シルバー人材センターには、様々な資格を持っておられる方がいらっしゃいます。中には剪定をされる方もいらっしゃいますので、その方々の講習を受けながら、指定管理の中で行っています。国分の都市公園につきましては、指定管理者のほうで簡易なものはして、できないものは指定管理者から専門業者に依頼されるというような形になっております。単人の都市公園におきましても、同じように剪定等が困難なものは専門業者に依頼するというような形をとっていただいております。

○委員（川窪幸治君）

一般質問でもありましたが、公園等、いろいろな人が集まる所では、皆さんは癒しを求められたりするので、その辺は配慮をよろしくお願いします。

○副委員長（久保史睦君）

今の質問の関連ですけれども、前島議員が質問されたのは、樹木医という立場で、専門的な管理が大事なのではないかということと言われたのではないかと思うんです。剪定はシルバー人材センターさんにもいらっしゃいますけれど、樹木医とかそういった専門的知識を持っている方がいらっしゃるのかどうか、そこをお聴きします。ぱっと見て、なかったものですから。そうしないと、木を選ぶところから間違っていると。そういう話も出ておりましたので、昨日、私もこれは重大な問題だなというふうに改めて認識したんです。今の川窪委員の質問を聴いていて、その部分はどうなのかなと疑問を持ったものですから、良ければ教えてください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

前島議員の一般質問でありました樹木医という資格を持っている方は、県に十数人しかいないということで、この中では樹木医はいらっしゃいません。今後、病気とかが発生したら、そういう方々にも見てもらうということも協議しながらやっていきたいと思います。

○委員（池田 守君）

関連するんですけれども、議案第151号の中に、上小川地区コミュニティ広場が入っているのですが、昨日、前島議員が上小川地区コミュニティ広場を見てくれたらしいです。公園内に樹木が植えてあるのですが、これは、ほとんどだめだろうと。病気に感染しているというようなことを今朝言われて、私もびっくりしました。確かに、木の上部が細くなったり、枯れている木が多いということです。このような場合は、樹木の植え替えなどは、どちらがされるのですか。その木は切らないとだめかもという話でした。

○建設施設管理課公園管理Gサブリーダー（桑幡孝志君）

その上小川の件についてお話をさせていただきます。公園を設置するときに、一部、ほかの事業からもらった樹木がありまして、そういう木につきまして、移植時は良かったんですが、成長がちょっと悪いところもあります。造園業者にも見てもらって、木が傷んでいて、どうしてもだめなものについては撤去をする方向で、また、新たに移植が可能な木がどこかにありましたら、移植したいと考えています。

○副委員長（久保史睦君）

すごく大事な問題ではないかなと思っています。というのが、今、道路関係の樹木伐採のことが、いろいろされていて、今度の計画でも樹木を伐採するというか、植え替えるという部分があります。前島先生というか、樹木の立場から言えば先生ですので、その見解では、水分の関係もあったり、場所の選定というのはすごく大事だと言われるんです。昨日、枯れたタギョウショウという松のことを一般質問でされていましたが、すごく高価なものだと言われたら、移植する場所も調査をしてから移植しないと、また枯れてしまったり、同じようなことが起こってくるとなると、ちょっと問題になってくるのではないかと思うんです。そこら辺はどう考えていらっしゃいますか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

街路樹も生育が悪くて、前島議員から提案も頂いたところでした。水分に弱い木、強い木、それぞれございますので、植える位置もございませうけれども、樹種も合わせて、勘案しながら植栽をしていきたいと思ひます。

○委員（阿多己清君）

城山公園の前の基準価格が1,978万6,000円で、今回が1,803万9,000円ということだす。170万円ほど下がっているという部分は、利用者増ということになってのことだろろうと思ひんです。平成30年度そして今年度だ1,600万円ぐらひで見込みを立てておられますが、ここの状況が分かっておられたら、中身を教えてください。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

平成28年度、有料遊具等の収入だ1,610万6,628円、平成29年度だ1,868万5,858円、平成30年度だ1,946万4,175円となっております。

○委員（池田 守君）

今のことに通じると思ひんですけれども、来園者数が年々増加しているという記述がありますけれども、その推移を教えていただけますか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

有料遊具での来園者数しか把握しておりませんが、平成28年度だ9万1名、平成29年度だ11万1,790名、平成30年度だ11万4,362名となっております。

○委員（池田綱雄君）

今までの指定管理者は1社で競争相手はいないようだございまして。今回の城山公園は二つの事業者が応募しています。資料の43ページに書いてありますけれども、714点と725点で、その差は僅か11点だす。どちらに転んでもおかしくないような点数だすますが、事業者を決定した理由はなんだすか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

外部委員だ4名、内部委員だ6名の10名の方々がそれぞれ決められる点数だすので、私どもで把握ができないところだす。

○建設部長（猿渡千弘君）

その内部委員の中に私も入っておりました。当然、標準点だございまして、まずは平均で60点以上はないといけないということがございまして。それは、どちらもクリアしてました。最終的に選定委員のトータルの数字だ、この数字でありました。両者とも提案自体もそんなに大きく変わるところはなかったんですけれども、最終的には、皆さんの点数が一番の決め手になって、点数が高いということだ、最終的にこちらになったということだす。細かいところで、こちらのここが悪いとかという話ではなくて、どちらも合格点にはなっているんですけれども、最終的に点数で決めたということだす。

○委員（池田綱雄君）

この結果は、どちらの事業者にも点数とかを説明するのだすか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

両者へ、相手方の点数を含めて報告したところでございます。

○委員（池田綱雄君）

採用されなかったほうから、なぜかというような問合せはなかったですか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

そのような問合せはございませんでした。

○委員（阿多己清君）

議案第151号、都市公園の関係ですけれど、それぞれの地域のコミュニティ広場とか、地域に密着した公園であるんですが、それぞれの地域で使われていると思うんですけれども、高齢者の方々がグラウンドゴルフやゲートボールで頻繁に使っておられます。土日が中心になるんでしょうけれども、若い方々から使い勝手が悪いとかという話もちらっと聞くことがあるんですが、所管課のほうには、そういう苦情なり要望等は届いておりませんか。もし届いていれば、そのような利用者に対しての所管課からの指導等は、どのような状況なのか教えてください。

○建設施設管理課公園管理Gサブリーダー（桑幡孝志君）

今の御指摘ですが、グラウンドゴルフ等の利用が盛んでございまして、グループ同士の取り合いにならないよとということ、施設管理公社、あとはシルバー人材センターのほうで、平日の使用の届について、毎月1日に翌月の受付業務をしていただいております。昨年度までは土曜日まで受付をしておりました、今、お話がありましたように、土日のグラウンドゴルフの利用が多いということで苦情もございまして、現在、土日は受付をしないで、誰でも使えるよとということ、グラウンドゴルフをされる方々へ協力をお願いをしているところですが、ちょっと行き届かないところもあります。一応、土日はフリーとということ、全ての方が自由に使えるよとということ、指導はしております。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで審査（30）及び（31）について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時55分」

「再開 午前 1時58分」

#### △ 議案第161号 指定管理者の指定について（霧島市営住宅等）

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、審査（32）、議案第161号について審査いたします。執

行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第161号、指定管理者の指定について御説明します。本案は、市営住宅等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるもので、指定管理候補者に選定した(株)東急コミュニティーに令和2年4月1日から令和5年3月31日まで3年間管理を行わせようとするものです。詳細につきましては、建築住宅課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

議案第161号、指定管理者の指定についてご説明します。現在、直接管理している市営住宅等について、今回公募を行ったところ、(株)東急コミュニティー、ユーミーコーポレーション(株)の計2団体から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、(株)東急コミュニティーを指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定した(株)東急コミュニティーに、令和2年度から3年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元の配付資料に基づき御説明します。まず、資料1募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。5ページの募集要項の4をご覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)市営住宅等の環境整備及び維持修繕に関する業務①一般修繕（空家修繕を含む。）②環境整備、(2)その他、市営住宅等に関して市長が必要と認める業務①団地内の定期的巡視②退去に伴う住宅の退去検査③入居者等の要請による現地調査、(3)その他、添付資料の仕様書のとおりとしています。次に、同じく5ページの募集要項の6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算（第7号）に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に、6ページの募集要項の8の参加資格について、②平成31年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である市民サービスの向上と経費節減を重視し、参加資格を鹿児島県内の法人その他の団体としているところです。次に、8ページ募集要項の14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の審査基準と配点に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。なお、審査基準と配点については、同じく募集要項14の(2)をご覧ください。主な項目として、1、事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるかについては、①利用者の利便性の向上策、③自主事業などを含めて配点30、3、事業計画書に沿った管理を安定して行う

ために必要な人員及び財政的基礎を有しているかについては、①従事者の確保、②従事者の資質向上に向けた取組などを含めて配点30、また、4、その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項について、③環境整備及び維持修繕に関する市内事業者の活用方針などを含めて配点20となっています。また、選定委員会の審査後は、指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定することとしています。次に、資料2、令和元年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明します。まず、報告書2ページをご覧ください。2、委員会名簿について御説明します。市営住宅等の委員会区分は④で、10名の委員で審査を行っています。次に、3ページ目、4、審議経過について御説明します。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、5、審査方法について御説明します。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた審査基準と配点に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。次に、審査に当たっては、資料5の、指定管理候補者選定審査表を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価Cとし、提案内容が標準であるCより優れている場合は、満点の評価A又は配点の8割を得点とする評価Bを付け、また、標準であるCより不十分である場合は配点の4割を得点とする評価D、又は配点の2割を得点とする評価Eを付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとするFで評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書4ページをご覧ください。評点結果は、(株)東急コミュニティーが788点、ユーミーコーポレーション(株)が734点となり、この結果により、(株)東急コミュニティーが指定管理候補者として選定されました。主な選定意見は、公営住宅の管理実績があり、豊富な経験とサポート体制が充実している点や、市内雇用、市内事業者の活用について目標100%を掲げている点、また、相談苦情の対応マニュアルがしっかりと整備されている点などが評価されました。以上で、説明を終わります。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（川窪幸治君）

基本的なところになるのかもしれないのですが、今まで市で行っていた市営住宅の管理を指定管理に出した目的をお示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

霧島市公の施設の指定管理制度導入に関する指針の基本方針としまして、施設の設置目的に合致した効果的な管理運営を行い、市民サービスの向上や施設の活性化を図ること、公共的団体や民間事業者が有する高度な専門知識や経営資源を積極的に活用すること、費用対効果を十分に勘案し、経費の節減を図ることなどを目的としていますので、こういうことを目的に指定管理を始めようとしています。1番の目的は、指定管理者制度を導入することによって、最初に考えなければならないということは、入居者の利便性がいかに向上するかということだと考えております。現在、市の職員が直接管理で一生懸命頑張って管理はしておりますけれども、豊富な経験と資格を有している専門業者が管理することで、入居者の利便性が上がると考えておりますので、指定管理を導入することとしました。

○委員（川窪幸治君）

いい方向に行くと思っているんですけど、これまでこれを建築住宅課でやっていたということになるんですが、その後の建築住宅課の仕事というか、方針はどのようになっていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、指定管理を導入したとしまして、やはり人的な削減ができる場所はあると思います。そういう中で、人的な削減しながらも、我々としてはもっとやりたいことと言うか、しなければいけないこと、今、住宅での住民へのサービスということがきめ細やかになっているところもありますので、まだ皆さんから御指摘を頂いております市営住宅の今後の管理の仕方、そういうところなどに手を入れて、積極的に進んでいきたいと考えております。

○委員（川窪幸治君）

指定管理を行って、建築住宅課がいろいろな計画を立てていくということはいいことですので、ぜひ、そういうふうに取り組んでいていただきたいと思います。(株)東急コミュニティーが指定管理者候補となっているようですが、指定管理は先ほどから審査しているほかの施設では5年間ということになっているんですが、こちらは3年間の管理ということになっています。この3年間というのは、何か意図があるのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

最近では、どの施設も5年間ということではありますが、以前は3年間であったということもあります。平成23年の12月で、住宅の指定管理について御提案したんですけども、導入できなかったという経緯もあります。我々としては指定管理を導入したいという思いがすごく強いんですけども、慎重にする必要があるということで、3年間やってみて、よければまた進めていきたいというようなところもあります。そういうところで3年間として、ほかの施設と違う選択をしたところです。

○委員（川窪幸治君）

ということは3年間で様子を見て、その後がよければ5年というような考え方を持っていますという認識でいいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

我々としましてはいいものだと思いますので、3年間やって、その後5年間と、そういうふうに進んでいければと思っております。

○委員（厚地 覺君）

目的である民間委託の場合、年間でどれくらいの経費削減が見込まれますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、こちらで提示した価格、基準価格というのがありまして、それに対して指定管理候補者が提示した額があります。それを参考にしますと、消費税込みで800万円の削減が図られるということになります。

○委員（厚地 覺君）

全国に21万1,000戸からあるわけですけど、今回の業者は、県内ではどこかやっていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

県内には指定管理者ということで（株）東急コミュニティーがとっているところはないんですけども、UR賃貸住宅、昔の公団が鹿児島市内にありまして、その管理業務をしております。そのほかに、住宅供給公社の分譲住宅についても（株）東急コミュニティーが管理をしています。指定管理としての鹿児島県内の実績はありません。

○委員（厚地 覺君）

県内には実績がないところで、思い切ったことをされたと思います。職員は市内から100%雇用するとありますけれども、雇用した場合に何名ぐらいなのか。それと職員は1か所に集中させるのか、旧町ごとに常駐させるのかどうか伺います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

社員というか、管理事務所に勤務する職員は全体で8名になる予定です。そのうち、市内雇用ということで、新規に雇用する方については、市内で100%。管理職というか、予定としましては所長と言われる方は経験のある方で、ほかの所で指定管理をやっている方を配置すると。それ以外については新規雇用を考えているということです。それから事務所につきましては、この本庁の周囲に管理事務所を開設する予定であるということで、各総合支所のほうには事務所は置かないと。1か所で管理していくということです。

○委員（厚地 覺君）

修繕費等が主だと思うのですが、その場合、総合支所に連絡すると、すぐにやってもらえたかどうか分かりませんが、その辺がどうなのか。家賃滞納の場合はどう対応されるのか、即刻、退去させるのか、民間に変わった場合、その辺はどう変化するのか伺います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、指定管理者に委託をしている部分としまして、入居とかの手続に関しては、今までどおり市のほうで行います。家賃徴収に関しても、今までどおり市のほうで行います。修繕とか清掃業務委託、高架水槽の清掃業務委託、消防施設点検業務委託といった業務をやることになっています。

修繕業務については、今までどおり迅速に対応していただければと思っております。家賃徴収とか退去させることとか、そういう業務は今までどおり市のほうで行います。

○委員（松元 深君）

資料20ページに合計が書いてあるんですが、146団地4,559戸。この議案書では対象施設数148団地、620棟4,534戸となっているんですが、この違いは何でしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

募集要項では4,559戸に対しまして、今回の指定管理で4,534戸と。ここの25戸につきましては、今年の9月議会で解体するというので、管理条例から削除した戸数になります。

○委員（松元 深君）

政策空家として331戸あります。この管理も含まれていると思うんですが、その政策空家に対しての管理はどういうものがありますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

政策空家も本課で管理をすることになっております。入居がありませんので、新たな修繕とかは生じてきません。ただ、空き家が多くなってくると、草刈りとかがありまして、大きな団地の一部分であれば、そこまで入居者をお願いしているところでもあるんですけども、空き家のほうが多くなってきている部分に関しての草刈りとか、そういうところに関しましては、今までも市のほうでやっておりましたので、そういうところの管理も指定管理者にさせていただくと。また、空き家になっても、瓦が落ちそうとか、何かが壊れてきそうだとこのところに関しましては、今回、指定管理者に行ってくださいことになっています。

○委員（松元 深君）

指定管理者にしてもらうのはいいのですが、この政策空家は団地内の一部であったり、1団地が政策空家となっている所もあると思うのですが、政策空家が一団地全てであれば、早急に管理からはずすような方策をとっていただきたいと思うんですが。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今、政策空家になっている所に関しまして、今後、入居させない住宅ではあるんですけども、その中でも入居している方がいらっしやいまして、そこは呼び方としては政策空家にはなっていないと。出て初めて政策空家になっていきますので、そういうところで空き家の部分もありますし、入っている部分もあると。今言われましたように、そこが出て行って空き家になっていくと、毎年壊していってしまいますように、どんどん壊していくという考えでいます。

○委員（松元 深君）

転居される場合は補助金も出して出て行ってもらうようになっていますので、ぜひ進めて、公共施設マネジメント計画に沿うような方向をお願いしたいと思っております。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今、用途廃止になっている所には移転料を支払って出て行ってもらうので、我々の意図

としては、公共施設マネジメント計画の総量縮減に努めていきたいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

資料5ページ、一番上の指定管理者が行う業務という所に環境整備とあるのですが、先ほどから樹木が出ますけれども、個人の家も最初は小さいものを植えてもだんだん大きくなって、洗濯物が乾かないとかで伐採をするのですが、市営団地でも木が大きくなって、洗濯物が乾かないとか、我々も苦情を受けて、その都度切ってもらっているのですが、そういう樹木の伐採は環境整備の中に入っているのかお伺いします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

環境整備については、指定管理の中に入っております、その中で間違っていたきたくはないんですけども、ちょっとした草取りや樹木の剪定などは、今までどおり、自治会にさせていただいています。自治会ではなかなか切れなかったりといった大きな木などは、自治会から要望があった場合は、自治会長と打合せをして、市のほうで業務委託で剪定しています。その市がしていた部分を指定管理者にお願いするということです。

○委員（池田綱雄君）

大きな樹木でも、指定管理者で今後は管理するというのでいいですね。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

こちらからばっさりといくわけではなくて、自治会と相談して切っています。中にはこちらが切りたくても、自治会のほうから、ここは切らないでほしいとかあったりしますので、入居者とか自治会と調整して委託していくことになります。

○委員（川窪幸治君）

いろいろと問題になっている自治会の活動であったり、高齢者が多くなってきているというようなところも踏まえて、この指定管理者が、経験が豊富であるということでもいいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、この業者が選定された理由としまして、実績があるとか、そういうところもあるんですけども、我々も自分たちでやっていただけでは考えられなかったようなところも提案をいただいております。一人親世帯や障がい者等に対する支援をまとめた冊子を作るとか、65歳以上の高齢者単身世帯とか障がい者世帯でアンケートをとったりして希望される方については、ふれあいサポートということで、定期的な訪問をしたり、電話をしたりというようなこともやるということでありまして、自主事業の中で、開催希望があれば、その自治会を対象に認知症サポーター講習会とか、特殊詐欺講習会とか、そういうこともやりたいということですので、その辺の提案などが評価された一因であると考えております。

○委員（川窪幸治君）

今話を聞いてみて、私も思いつかなかったようなことが入っているんだなと認識しました。これから3年間あることですので、その中でしっかり見極めていただいて、しっかり取り組んでいた

だきたいと思います。

○委員（阿多己清君）

先ほど800万円の削減効果を予想されているという状況ですけど、この建築技師を除く、この住宅に関わるスタッフというのは、建築住宅課に何名いますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

管理グループに5名、収納業務は指定管理に入りませんが、収納グループに3名います。あと5総合支所に担当が1名ずついます。

○委員（阿多己清君）

今度、指定管理のほうでは8名のスタッフを計画されているということです。受付とか収納関係とかは全部、現在のスタッフでやるという状況ですけども、この市営住宅に関わる維持修繕とかが市から離れるという状況だろうと思うんですけども、8名をかけながら、現在の13名がどのくらいになると予定をしているのか分かれば教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、指定管理に出しまして、業務量がどの程度減っていくのかということもあります。コスト削減ということも指定管理者の一つの目的でもあります。今回、指定管理候補者が出してきた人件費というのが4,495万6,000円という消費税を含んだ額があるんですけども、これを市の職員の人件費で計算しますと5.3人分に換算されます。そういうところからいきますと、5.3人程度は減らせるのかなと考えています。すぐというわけにはいかなくて、なかなか引き継いだ後もあるのですが、建築住宅課としては2.5人ほど減って、各総合支所には住宅担当が一人いるのですが、住宅担当だけをしているわけではなくて、ほかの業務をやっていますので、そういうところを換算しますと、各総合支所1名減らせるわけではないけれども、業務量が減ってくるという考えでいます。

○委員（阿多己清君）

資料14ページでは、人件費が5,300万円、一人当たり670万円ほどになるんですけども、他の指定管理の基準からいけば、かなり上がると思うんですけども、ここらは当初からの計画で臨まれたんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、人件費を積算するに当たりまして、どういう計算がいいのか、いろいろ考えたところあります。一番は24時間365日待機しなければいけない。やらなければいけないという、そういうところから、それぞれの施設部長、管理部長、現場職員、この辺の職員の業務量を勘案しまして、特殊作業員とか、そういうところから積算して出した金額です。

○委員（阿多己清君）

あと、清掃費とか、設備の関係の管理費だとか、大きなものは修繕費なんですけれども、こういう費用が計画をされています。これまでは市内の業者をお願いして作業をされていたと思うんですけども、指定管理者になった場合は、こういう業者を排除して、自分たちでやるということはない

いかと思うんですけども、そこらの約束事といいたいでしょうか、そういうことは、どういう方向で臨まれるのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

資料14ページの基準価格の所に載っております清掃費とか修繕料などに関しましては、平成27年度から平成29年度の実績を、建築住宅課、各総合支所でやった実績から割り出した数字です。その分を指定管理に出したいと。指定管理について、どの業者にやっていただくかということは、この指定管理業務を始める前から我々も気になっていたことでありまして、導入前にサウンディング調査を行いまして、指定管理に参加意欲のある方々に来ていただきまして、意見を聴いたところでございます。その中で、指定管理をしたとしたときに、地元の業者をどうやって活用していけるのかと聴いたところ、どの業者もぜひ使用させてください。地元の業者がいなければやっていけませんというようなことがほとんどでした。機動力がある、すぐに行けるというのは、やはり地元の業者でありますし、地元の方が地形的にも団地的にもよく知ってらっしゃいます。エレベーターの管理とかはどうしてもメーカーの管理になってしまうのですけれども、そういうところ以外は地元の業者を使わせてくださいということでした。100%使いたいという目標を持っておられますので、その辺については地元を使っただけのものと考えています。

○副委員長（久保史睦君）

先ほど削減が800万円ぐらいの見込みということでしたが、戸数件数から考えれば、単純に計算すれば1戸当たり2,000円ぐらいの削減かなと考えていたんですけど、もうちょっとあるのかなと思っていました。その削減費用対効果という部分で考えると。その部分を考えて何点かお伺いします。一番問題になっている入居率の問題もあつたりするのですけれど、債権がどうなのかなというが、すごく気になって聴いていたんですけど、債権の位置付けとしては、今までどおり私債権で変わりがないということですよ。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

家賃の件でしょうか。私債権ということで、以前は解釈の問題で公債権だという考え方もありまして、私債権だという考え方も一時期はあつたんですけど、今は私債権ということで、裁判例、判例もありますので、私債権であると判断しております。

○副委員長（久保史睦君）

今度、指定管理になることで、ちょっと言葉はきついかもしれないですけど、強制の徴収公債権になるかなとくらいに思っていたものですから、そこら辺で改善を求めていくのかなというのを期待した部分がちょっとあつたんですけども、その部分には触れないんですけど。1点ちょっと確認しておきたいことは、個人情報保護問題、これは地元の一般の方を採用するとなると、これは近隣の情報という部分でも、管理という部分で非常に難しくなってくると思うんですけど、そこら辺はどのように対応する考えですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

個人情報の保護というのは、しっかりとしないといけないと我々も考えております。個人情報保護ということで、法とか霧島市の条例、これを守ることはもちろんでございます。それ以外に、指定管理者のほうで、個人情報保護の研修を、その職員は受けるようになっておりますし、資格を取得させるようにしております。このあと、基本協定を結んでいくんですけども、基本協定の中に、守秘義務だとか取得した情報を使用してはいけないとか、そういう条項も入っています。また、経済産業省のプライバシーマークというのがありまして、この指定管理候補者は平成20年から続けて、そういうものも取得しております。また、先ほど言いました現場の職員等につきましては、所長は個人情報管理者資格という資格を取得している者を配置すると。そのほかの職員については、個人情報取扱事業者資格というのがありまして、そういうものを取得させるということです。また、その事業所を退職した人がいたとしても、そのときには、その方々と機密保持契約というものを結ぶということ。また、清掃業務などといった委託先にも、外注管理規程という、その会社の規程の中で、管理体制、社員指導、機密保持契約の締結ということをやって、嚴重に個人情報が漏れないような管理をしていくということでした。

○副委員長（久保史睦君）

安心いたしました。法的なかなりの縛りがあるというか、そこはきちっと守られていくということが約束されているという考えですね。空き団地の問題でお聴きしましたけれど、その空いている所をどうやって埋めていくのかという考え方というのは、この審査基準ですごく大事な部分であったのではないかなと思うんですけど、この資料8ページ、9ページに審査基準と配点というのが大きく4項目出てきます。その空き家対策についての部分というのは、どこに出てくるのですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

この8ページ、9ページにあります審査基準と配点というのは、今回、指定管理者制度を幾つか導入している施設があると思うんですが、共通的に使われている審査基準と配点になります。この公営住宅に特化したものではないです。この中で、4の③に本課の意向とかを付け加えていますけれども、大部分が指定管理者制度を導入する、ある意味、ひな型というか基準の配点内容になっています。委員がおっしゃる空き家対策の部分については、住宅の公募するとか、入居するということに関しては、市がそのまま業務としてやりますので、空き家をどうやっていくかというのは、指定管理者の業務ではないということになりますが、先ほど説明しました管理者からの福祉関係の自主事業の提案などが充実してくると、入りたい人も少なからず増えてくるのかなと感じはしています。

○副委員長（久保史睦君）

増えるかどうかちょっと僕も分からないですけど、増えるのかなとすごく思うところがあるんですけど、そこは本当に課長がいつも真剣に考えてくださっているんで、そこは期待をしておきます。指定管理の一番の魅力というのは民間活力を取り入れていくということなので、その部分が、どこに入っているのかなと思ってみたところでもございました。あと一つは、資料5ページの一番上

の4, 指定管理者が行う業務等という所で, 3番目に指定管理業務を第三者に委託し, 又は請け負わせることはできませんと。ただし, 事前に市の承諾を受けた場合は, 指定管理業務の一部を第三者に委託し, 又は受け負わせることができますと。ここで, どういう話があったのか教えていただけますか。

○建築住宅課長 (侍園賢二君)

その部分につきましては, 市営住宅等に関することではなくて, 指定管理に関する共通の様式に入っていると言うと申し分けないのですが, その中でありまして, よくあることは公園管理などで, 元請けとして受けているものを, 第三者に再委託してはいけませんというような解釈だと考えていただければよろしいです。

○副委員長 (久保史睦君)

ひな型というのは分かっているんですけど, 公営団地に関する部分で, 管理に関しては多種多様にわたると思うんです。いろいろなことが出てくると思うんです。これは事前に市の承諾を受けていないとできないということなので, ある程度いろいろな条件を出されたり, お互いのウィンウィンの関係で約束事ができているものが何かあるのかなというのをお聴きしたかったんです。

○建築住宅課長 (侍園賢二君)

この5ページの※の部分にある業務としましては, 第三者に委託しというのは, 指定管理業務を第三者に委託してはいけないということで, 元請けの行為をほかの事業者にさせてはいけないということでもあります。今回の住宅管理というのは, 先ほどもありましたように清掃業務であったり, 修繕業務であったりということがありますので, そういう業務に関しては, 本課に届出をしてからしてくださいというわけではないです。その指定管理業者が選んだ業者にさせることができるという考えでいます。

○副委員長 (久保史睦君)

この指定管理業務の一部という, この一部というのに, ものすごく引っかかっていたので, そこはきちんと対応されているというか, 共通認識であるということと理解してよろしいですね。

○建築住宅課長 (侍園賢二君)

その点に関しては, こういう業務ですので, 今のような認識でよろしいかと思えます。

○委員 (池田 守君)

業務内容は清掃とか修繕とかですけれども, 100%市内の業者を使いたいということで, それは評価できるんですが, この会社が, どこにどういう内容の仕事を発注した場合に, これだけの金額できると。こちらの業者はちょっと高かったとか, そういった場合に過度な競争が発生するのではないかと思うんですが, そういった心配はないですか。

○建築住宅課長 (侍園賢二君)

過度な競争が発生するかというのはちょっと分からないところではあるんですが, 選考委員会の中で, 今後, そういうものがあつたときに適正な価格でできるのかという質問が委員からありまし

て、その中では、ある程度の相場があると考えていると。その中で適正価格というのがあるので、そういう過度な競争とか、逆に言うと指定管理者として委託する相手先に対して非常に低い価格に出すという事は行わないという事は話されていまして、その辺については、そういうことがないようにしていただきたいと思えますし、修繕業務等に関して報告を受けるようになっておりますので、そういう報告のときに、どこが高いかどこが安いかは一概に言えないところもあるんですが、著しくそういうことが見受けられたときには、チェックしていきたいと考えています。

○委員（松元 深君）

例えばハウスクリーニング等、業者によってはまちまちなところが見受けられますので、そこはしっかりと指定管理業者と詰めていただきたいと思えます。そして、この事業計画書を見ますと、このとおりいくことが、我々の理想ですので、かならず履行することをお願いします。そして1週間に1回は必ず総合支所を巡回するともありますので、そこを担保することをお願いしておきます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

我々も、今回、指定管理者に初めて出すわけですので、こういう申請書に出てきたことを遵守していただくように、今後詰めていきたいと考えています。

○委員（宮田竜二君）

資料の最後のほうに収支予算書があるんですけど、これは(株)東急コミュニティーが作った予算書ですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

そのとおりです。

○委員（宮田竜二君）

これを見ると、令和2年度から3年間で、指定管理料が1億5,838万6,000円で、細かい金額で3年間固定なんですけれど、市はこれだけ払えばいいということでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

年度協定というのを結ぶことになっておりますので、年度でどうなるか分かりませんが、基本的には、この金額でいくと。管理戸数の増減が激しい場合には、別途協議するということがありますし、指定管理の修繕料等について余った場合には返還していただくということもありますので、基本的には、この金額で3年間やっていくということになります。

○委員（宮田竜二君）

固定になっているので驚いていることと人件費も細かく単価まで出して、マネージャの単価とかも出ていてびっくりしているのですが、昇給とか全然ないのか分からないのですが、そこらは(株)東急コミュニティーと協議しながら、事業が長く、うまく続くようお願いいたします。

○副委員長（久保史睦君）

指定管理になるということは、霧島市の財政運営にも大きく関わってくることだと思うんですけど、そういうタイミングであれば、こういう資料は、もうちょっと早く欲しかったなど。今の時

間で全部見るということは、まず不可能というか、理解できない部分も分からない部分もいっぱい出てきておりますので、ちょっと早く出していただきたいなということを要望しておきたいと思えます。それで数年前に指定管理をしようという話が持ち上がって、流れた経緯があると思うんですけど、そのときは、どういう経緯でしたか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

平成23年でした。そのときの否決の理由としましては、そのときの指定管理候補者が民間の住宅の管理業務をしている実績のときに、いい管理できていない業者であったと。幾つか例がありまして、こういう管理をする業者が指定管理者としてふさわしいのかというようなことがありました。もう一点は、その業者が鹿児島市内の業者であって、霧島市内の業者ではないという点も一部あったと思っております。

○委員（厚地 覺君）

私の近くの団地で2週間ぶりに高齢女性が発見された。そういう場合は、その住宅はハウスクリーニングして、また貸し出すのか、閉鎖するのか、どうなんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

その中で亡くなった後のということですが、今までの実績では、古い住宅については用途廃止の対象であれば、そのまま入居させませが、入居させる場合は、一定期間置きまして、入居する際には、一応、この住宅で、こういう事例があった旨を伝えまして、それでもいいということであれば入居していただきます。そのようなことがあった場合は、一定期間を置いて、入居の受付の際は、その旨を必ず伝えるようにしています。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで審査（32）について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 2時56分」

「再 開 午前 3時17分」

## △ 自由討議

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。先ほどの審査順に行います。

## △ 議案第115号 霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- △ 議案第117号 霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第118号 霧島市横川体験農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第119号 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第120号 霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第121号 霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第122号 霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第123号 霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第138号 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第139号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、審査（1）、議案第115号から審査（10）、議案第139号まで、以上10件について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

- △ 議案第149号 指定管理者の指定について（霧島市国分営農研修センター）

○委員長（蔵原 勇君）

次に、審査（12）、議案第149号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

- △ 議案第108号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第109号 霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第110号 霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第116号 霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第124号 霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第125号 霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部改正について

- △ 議案第126号 霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第127号 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第128号 霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第130号 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第132号 霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第140号 霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第143号 霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、審査（12）、議案第108号から審査（24）、議案第143号まで、以上13件について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

- △ 議案第147号 指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地（乗馬施設を除く。）、霧島市牧園B & G海洋センター）
- △ 議案第148号 指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地乗馬施設）
- △ 議案第163号 指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）

○委員長（蔵原 勇君）

次に、審査（25）、議案第147号から審査（27）、議案第163号まで、以上3件について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

- △ 議案第164号 財産の処分について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、審査（28）、議案第164号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第131号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、審査（29）、議案第131号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第150号 指定管理者の指定について（城山公園）

△ 議案第151号 指定管理者の指定について（中央児童公園ほか17施設）

○委員長（蔵原 勇君）

次に、審査（30）、議案第150号及び審査（31）、議案第151号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第161号 指定管理者の指定について（霧島市営住宅等）

○委員長（蔵原 勇君）

次に、審査（32）、議案第161号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案32件の自由討議を終わります。

△ 議案処理

○委員長（蔵原 勇君）

それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第108号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第108号、霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第108号について、原案のとおり可決すべきものと決定す

ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第108号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第109号 霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第109号、霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第109号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第109号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第110号 霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第110号、霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第110号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第110号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第115号 霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第115号、霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場の設置及び管

理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第115号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第115号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第116号 霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第116号、霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第116号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第116号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第117号 霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第117号、霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第117号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第117号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第118号 霧島市横川体験農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第118号、霧島市横川体験農園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第118号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第118号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第119号 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第119号、霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第119号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第119号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第120号 霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第120号、霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第120号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第120号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

△ 議案第121号 霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第121号、霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第121号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第121号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第122号 霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第122号、霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第122号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第122号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第123号 霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第123号、霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第123号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第123号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第124号 霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第124号、霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第124号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第124号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第125号 霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第125号、霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第125号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第125号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第126号 霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第126号、霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第126号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第126号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第127号 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第127号、霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第127号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第127号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第128号 霧島市宮閑平温泉・霧島市宮閑平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第128号、霧島市宮閑平温泉・霧島市宮閑平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第128号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第128号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第130号 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第130号、霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第130号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第130号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第131号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第131号、霧島市都市公園条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第131号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第131号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第132号 霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第132号、霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第132号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第132号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第138号 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第138号、霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第138号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第138号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第139号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第139号、霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第139号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第139号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第140号 霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第140号、霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第140号について、原案のとおり可決すべきものと決定す

ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第140号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第143号 霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第143号、霧島市日当山西郷どん村の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第143号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第143号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第147号 指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地（乗馬施設を除く。）、霧島市牧園B&G海洋センター）

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第147号、指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地（乗馬施設を除く。）、霧島市牧園B&G海洋センター）について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第147号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第147号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第148号 指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地乗馬施設）

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第148号、指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地乗馬施設）について、討論

に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第148号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第148号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第149号 指定管理者の指定について（霧島市国分営農研修センター）

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第149号、指定管理者の指定について（霧島市国分営農研修センター）について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第149号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第149号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第150号 指定管理者の指定について（城山公園）

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第150号、指定管理者の指定について（城山公園）について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第150号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第150号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第151号 指定管理者の指定について（中央児童公園ほか17施設）

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第151号 指定管理者の指定について（中央児童公園ほか17施設）について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第151号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第151号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第161号 指定管理者の指定について（霧島市営住宅等）

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第161号、指定管理者の指定について（霧島市営住宅等）について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第161号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第161号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第163号 指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第163号、指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第163号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第163号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

## △ 議案第164号 財産の処分について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第164号、財産の処分について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第164号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第164号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

## △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（蔵原 勇君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○副委員長（久保史睦君）

付け加える点という部分でお願いしたいと思います。まず、行政運営に関する、特に財政に直接関わってくる、また大きく変わるようなことに関しては、資料は事前に出していただきたいということを要望しておきたいと思います。事前に精査しないと、この時間内で隅々まで確認することはほぼ不可能だという部分がございますので、今後、必ず資料は事前にだしていただくということ。ほかの会でも、そのようなことが見受けられますので、その点は要望をしておきたいと思います。それと、もう1点、場所に関することであれば、分かりやすいように必ず地図等を付けていただくことと、数字の増減がある部分については評価表を一緒に提示していただくと。これは時間的な部分もありますし、そういう部分に時間を割くのであれば、議論に時間を割くべきであると。それが議会の在り方であると思っておりますので、この部分は付け加えていただきたいと要望しておきたいと思います。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、ただいまの件を盛り込むとして、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時45分」

「再開 午後 3時49分」

### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。

○委員（宮田竜二君）

11月14日に敷根地区で行われた議員と語りかいで、住民からの御要望があつて、具体的には海岸沿いの堤防と波消しブロックを産業建設常任委員会で現地を確認するということが決まって、報告書にも書いてありますので、それはすべきだと考えます。

○委員（松元 深君）

今の件については、今定例会最終日での報告となりますので、具体的なことは、そのときでも決めればいいと思いますので、その件も含めて、提出は産業建設常任委員会の所管に関するところで結構だと思います。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、特になければ、その都度、開催することとして、産業建設常任委員会の所管事項についてということで提出してよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。

### △ その他

○委員長（蔵原 勇君）

次に、その他として何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 3時50分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

蔵原 勇